平成　年　月　日	課長	課長補佐	係長	合議	審査者	設計者	検算

閲　覧　用

工　事　設　計　書

工　事　名　　ｸﾞﾘｰﾝｽｺｰﾚせきがね屋根防水改修工事

工事場所　　倉吉市関金町関金宿

一　　金　　円　（内消費税及び地方消費税額　　円　）

工　事　概　要	起　工　理　由
[屋根防水改修工事] ・本館屋上部の防水改修を行う。 （前年度未改修範囲を施工範囲とする。） [漏水部改修工事] ・漏水部（1）～（3）に係る外部取り合い部等の漏水対策を行う。（改修部Ａ～Ｃ） 改修部Ａ⇒本館2階ロビー壁面及び天井面に係る漏水対策《漏水部(1)》 改修部Ｂ⇒本館2階北倉庫天井面に係る漏水対策《漏水部(2)》 改修部Ｃ⇒本館2階食堂(機械室内)天井面及び3階廊下天井面に係る漏水対策《漏水部(3)》 [外部建具改修工事] ・４階鉄骨渡り廊下部分の外部建具改修を行う。	当該施設の適正な維持保全として、経年劣化等による不具合箇所を改善する必要が生じているため

倉　吉　市

[　　ｸﾞﾘｰﾝｽｺｰﾚせきがね屋根防水改修工事　　]							
記号	名　　称	規　格　寸　法	数　量	単位	単　価	金　額	備　　考
	屋根防水改修工事		1.00	式			
	漏水部改修工事		1.00	式			
	外部建具改修工事		1.00	式			
	直接工事費　計		1.00	式			
	共通仮設費		1.00	式			
	純工事費		1.00	式			
	現場経費		1.00	式			
	工事原価		1.00	式			
	一般管理費等		1.00	式			
	工事価格		1.00	式			
	消費税相当額						
	総合計		1.00	式			

倉　　吉　　市

品　　名	仕　　様	数　量	単　位	単　　価	金　　額
屋根防水改修工事					
養生費	屋上防水改修用	182.88	㎡		
整理清掃片付	屋上防水改修用	182.88	㎡		
下地調整　平場	高圧洗浄、浮き部撤去、ｹﾚﾝ清掃　　（手間ﾉﾐ）	182.88	㎡		
下地調整　立上り	高圧洗浄、ｹﾚﾝ清掃　　（手間ﾉﾐ）	30.86	㎡		
改質アスファルト防水常温工法	NCA-603CP　平場（露出密着工法）（材工共）	182.88	㎡		
	※ｾﾒﾝﾄﾍﾟｰｽﾄﾌﾟﾗｲﾏｰ使用（以下同様）				
改質アスファルト防水常温工法	NCA-603CP　立上り（露出密着工法）（材工共）	30.86	㎡		
ヨコ引き排水孔廻り防水材塗り処理	（材工共）	4.00	ヶ所		
脱気筒	SUS　ASﾍﾞﾝﾄSS	4.00	ヶ所		
笠木　L型アルミ押えアングル取付	L-60×30×1.2t　　（材工共）	42.11	m		
ラッキング配管取交し費	（手間ﾉﾐ）	1.00	式		
荷揚げ運搬費		1.00	式		
発生材処分費		1.00	式		
合計					

品　　名	仕　　様	数　量	単　位	単　　価	金　　額
漏水部改修工事					
1．3階改修部A					
コーキング打替え	発生材処分共	21.24	m		
笠木ジョイント部板金カバー（一般）	GLP0.4t　SUSビス止め　捨てｺｰｷﾝｸﾞ共	4.00	ヶ所		
笠木ジョイント部板金カバー（コーナー）	GLP0.4t　SUSビス止め　捨てｺｰｷﾝｸﾞ共	1.00	ヶ所		
2．3階改修部B					
コーキング打		2.53	m		
3．4階改修部C					
コーキング打替え	発生材処分共	1.35	m		
コーキング打		3.32	m		
板金カバー	GLP0.4t　SUSビス止め	1.00	ヶ所		
合計					

品　　名	仕　　様	数　量	単　位	単　　価	金　　額
外部建具改修工事					
片開き框ドア	見込み70　EXIMA31-A	1.00	組		
ドア用踏摺ステンレス		1.00	組		
アルミ額縁(形材)	25×25	1.00	式		
ドアクローザー	S1002P	1.00	個		
シリンダー錠	U9145HMU-1	1.00	個		
既存ガラス撤去処分		1.00	式		
ガラス取付	FL5	1.20	㎡		
ガラス廻りシール		6.73	m		
建具廻りコーキング		4.52	m		
取付調整費		1.00	式		
運搬費		1.00	式		
合計					

現　場　説　明　書

平成24年2月10日改正

１　仕様書の適用について

質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房長官営繕部監修『公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）平成22年版』による。

２　法令等の遵守について

（１）　建設業法、労働安全衛生法等の各種関連法令を遵守し、法令に抵触する行為は行わないこと。

（２）　建設業からの暴力団排除の徹底について

ア　工事の施工に際し、暴力団等の構成員又はこれに準ずる者から不当な要求や妨害を受けた場合は、監督員に速やかにその旨を報告するとともに、警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。

イ　この場合において、工程等を変更せざるを得なくなったときは、速やかに監督員に協議すること。

（３）　工事現場に配置する技術者等（技術者等とは、現場代理人、追加技術者、主任技術者及び監理技術者をいう。）は、建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものでなければならない。

３　下請関係の適正化について

（１）　この契約に係る工事の的確な施工を確保するため、下請契約を締結しようとする場合は「建設産業における生産システム合理化指針」（平成３年２月５日付建設省経構発第２号建設省建設経済局長通知）及びその趣旨に則り、優良な専門工事業者の選定、合理的な下請契約の締結、代金支払等の適正な履行,適正な施工体制の確立、下請における雇用管理等の指導等を行い同指針の遵守に努めること。

（２）　受注者は、100万円以上の下請契約を締結した場合は「建設工事の下請報告について」（平成20年3月28日付第200700193464号鳥取県県土整備部長通知）に基づき、下請施工体系図を提出しなければならない。

（３）　工事の一部を第三者に請け負わせる場合、又は工事に伴う交通誘導等の業務を第三者に委託する場合には、原則として市内に本店又は支店、営業所等を有する業者（以下「市内業者」という。）と契約すること。ただし、技術的に施工できる市内業者がない工事等を請け負わせ、又は委託する場合、あるいは市内業者で施工できても工程的に間に合わない等、特段の理由がある場合は、この限りでない。

（４）　建設業退職金共済制度への加入等

ア　建設業者は、建設業退職金共済制度（以下「建退共」という。）に加入すると共に、その建退共の対象となる労働者について証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。ただし、下請を含むすべての労働者が、中小企業退職金共済制度、清酒製造業退職金共済制度、林業退職金制度のいずれかに既に加入済みで、建退共に加入することができないと認められる場合は、この限りでない。

イ　建設業者が下請契約を締結する際は、下請業者に対してこの制度の趣旨を説明し、原則として証紙を下請の延労働者数に応じて現物交付することにより､下請業者の建退共加入及び証紙の貼付を促進すること。なお、現物を交付することができない場合は、掛金相当額を下請代金中に算入することとし、契約書等に明記すること。

ウ　受注者は、工事現場に｢建設業退職金共済制度適用事業主工事現場｣の標識を掲示すること。

４　労働安全衛生の確保について

労働災害のリスク低減のため、｢建設工事における労働災害防止のためのリスクアセスメント等について｣（平成23年9月30日付第201100099979号県土整備部長通知）に基づくリスクアセスメント等に積極的に取り組むこと。

５　建設資機材の使用について

（１）　工事に使用する資材については、「県土整備部リサイクル製品使用基準」（平成 22 年１月 20 日付第 200900157785 号県土整備部長通知）に基づくリサイクル製品がある場合は、原則これを使用すること。

（２）　リサイクル製品以外の工事に要する資材の使用順位は、次のとおりとする。

ア　県内産の資材がある場合は、県内産の資材を使用すること。

イ　県外産の資材を使用する場合は、県内に本社又は営業所、支店等を有する販売業者（以下「県内販売業者」という。）から購入した資材を使用すること。ただし、当該資材について県内販売業者がない場合は、この限りでない。

（３）　建設機械の使用について

ア　施工現場及びその周辺の環境改善を図るため、低騒音型・低振動型の建設機械を使用するよう努めること。

イ　工事現場で使用し、又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）又は建設機械等の燃料として、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。

　また、使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講じること。

（４）　ダンプトラック等による運搬について

ア　「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」（以下「法」という。）の目的に鑑み、法第 12 条に規定する団体の設立状況を踏まえ、同団体への加入車の使用を促進するよう努めること。

イ　積載重量制限を超えて工事用資機材等を積み込まず、また積み込ませないようにするなど違法運行を行わせないようにすること。違法運行を行っている場合は、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。

６　その他

（１）　建設リサイクル法、「鳥取県県土整備部公共工事建設副産物活用実施要領」（平成22年９月13日付第201000087971号県土整備部長通知）に基づき建設副産物のリサイクル等に努めること。

（２）　受注者は、工事請負代金額500万円以上の工事について、受注、変更、訂正及び完成時10日以内（ただし、工事請負代金額が2,500万円未満の工事にあっては、受注・訂正時）に工事実績情報サービス（CORINS）に工事実績情報の登録を行い、登録内容確認書を印刷して発注者に提出すること。

現　場　説　明　書

特記事項　1

平成24年２月10日改正

仕様書	①　平成２４年7月１９日時点で最新の仕様書によること。
工程	①（　施　工　時　間　）　施工時間は、　８：３０～１７：００とする。
用地関係	①（用地、物件等未処理）　本工事区間の＿＿＿＿＿＿には＿＿＿＿＿＿＿＿があるので、監督員と打合せのうえ施工を行うこと。 なお、＿＿＿＿頃＿＿＿＿＿＿＿＿の予定である。
支障物件	①（埋設物等の事前調査）　工事に係る地下埋設物等の事前調査については、〔未調査・調査済み〕である。 ②（支　障　物　件）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿の施工に当って、＿＿＿＿＿＿が支障となっているが、＿＿＿＿＿＿までに移設が完了する見込である。 予定どおり処理できなかった場合は別途協議する。 ③（立木の置き場所）　工事用地内の立木は伐採し、＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿に置くこと。
公害対策	①（低騒音型・低振動型建設機械） 本工事のうち施工箇所：　　については、特に生活環境を保全する必要があるので、下記工種の施工に当たっては、低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定（国土交通省告示、平成13年４月９日改正）に基づき指定された建設機械を使用するものとする。 該当工種：＿＿＿＿＿＿＿＿、施工機械：＿＿＿＿＿＿＿＿
安全対策	①（交通安全施設等）　一般交通等に支障を及ぼさないよう十分注意して施工すること。なお、交通整理の必要日数として＿＿日を見込んでいる。配置人員として、交通誘導員Ａを合計＿＿名（交替要員〔有り・無し〕）、交通誘導員Ｂを合計＿＿名（交替要員〔有り・無し〕）を見込んでいるが、警察等との協議により変更が生じた場合は別途協議すること。 警備業法に規定する警備員を配置する場合における交通誘導員Ａ、交通誘導員Ｂの定義は次のとおりとする。 交通誘導員Ａとは、警備業法第２条第４項に規定する警備員であり、警備員等の検定等に関する規則第１条第４号に規定する交通誘導警備業務に従事する者で、交通誘導警備業務に係る１級検定合格警備員又は２級検定合格警備員をいう。また、交通誘導員Ｂとは、警備業法第２条第３項に規定する警備業者の警備員で交通誘導員Ａ以外の交通の誘導に従事する者をいう。 なお、自社の従業員で交通整理を行う場合は、警備業法第14条第１項に規定する以外の者を配置し、安全教育、安全訓練等を十分に行うこと。この場合においては、交通誘導員Ｂを配置しているものとみなす。

現　場　説　明　書

特記事項　2

建設副産物の処理	【コンクリート塊・アスファルト塊・建設発生木材（処理）】 （分別解体等）　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材が発生する場合は、現場内において分別解体するものとする。 （再資源化施設へ搬出）　コンクリート塊、アスファルト塊、建設発生木材等が発生した場合は、再生資源として、再資源化施設へ搬出すること。 再資源化施設業者と書面による委託契約を行うとともに、運搬車両ごとにマニフェストを発行するものとする。 なお、再資源化施設へ搬出が完了したときは、書面により報告すること。 （マニフェスト）　産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託するときは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づきマニフェストを作成すること。ただし、一般廃棄物や有価物は不要。
建設副産物の使用	①（建設発生土の使用）＿＿＿＿工事から［当該工事運搬・相手方運搬］の建設発生土を受入れ、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 ②（再生資材の使用）　1）Co雑割材は、＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 2）アスファルト・コンクリート切削殻等は、＿＿＿工事から運搬し、使用箇所：＿＿＿に使用する。 3）・再生クラッシャーラン［規格：　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 ・再生コンクリート砂［規格：RS-　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 4）再生加熱アスファルト混合物［規格：　　］は、使用箇所：＿＿＿＿に使用する。 5）その他再生資材［資材名：　　］［規格：　　］は、使用箇所：＿＿＿に使用する。
その他	

建　築　工　事　仕　様　書

Ⅰ．工　事　概　要

１．工 事 場 所　倉吉市関金町関金宿１３９７－３
２．地 域 地 区　都市計画地域（⊙内 ・ 外）
　　用途地域等　（都市計画公園　　）
３．敷 地 面 積　　㎡
４．建 物 概 要

番号	名　称	工事種別	構　造	階数	建築面積(㎡)	延べ面積(㎡)
1	グリーンスコーレせきがね	改修	RC造　一部鉄骨造	5	2,454.70	5,628.18

Ⅱ．建　築　工　事　仕　様

１．一 般 事 項

（１）質問回答書、現場説明書、特記仕様書及び図面に記載されていない事項は、
すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」
（以下「標準仕様書」という。）による。ただし、アスベスト成形板の処理等は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）（平成２２年版）」（以下「改修標準仕様書」という。）による。

（２）電気及び機械設備工事を本工事に含む場合、電気及び機械設備工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

２．特 記 仕 様

（１）章及び項目は番号に○印のついたものを適用する
（２）特記事項は○印のついたものを適用する
　⊙印のつかない場合は、※印のついたものを適用する
　○と⊙のついた場合は共に適用する
（３）項目に記載の（　）内表示番号等は、標準仕様書の当該項目、当該図又は当該表を示す
（４）材料及び製造所等の記載は順不同である

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	1	適用基準等	※　建築工事標準図　　国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修（平成２２年版）（以下「標準詳細図」という） ※　建築工事監理指針（上巻・下巻）　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成２２年版） ※　工事写真の撮り方（改定第二版）建築編　　建設大臣官房官庁営繕部監修 ・　鉄筋コンクリート構造配筋要領　　建設大臣官房官庁営繕部監修（平成１１年版） ・　鉄骨設計標準図　　建設大臣官房官庁営繕部監修（平成９年版） ・　木造建築工事標準仕様書　　国土交通省大臣官房官庁営繕部監修（平成２２年版）
	2	官公庁その他への手続 (1.1.3)	工事の施工に伴い必要な官公署、その他への手続き、検査並びにその費用は、本工事請負者の負担とする。
	3	電気保安技術者 (1.3.3)	工事現場におく電気保安技術者は、鳥取県総務部営繕工事自家用電気工作物保安規定第５条に定める工事担当技術者の職務を補佐し、当該工事の工事期間中自家用電気工作物の保安の業務を行うものとする。
	4	工事安全計画書 (1.3.7)	建設工事安全施工技術指針及び建築公衆災害防止対策要綱を参考に、工事安全計画書を監督職員に提出する。
	5	発生材の処理等 (1.3.8)	・　引き渡しを要するもの（　　） ・　現場において再利用を図るもの（　　） ・　特別管理産業廃棄物（　　） ・　再資源化を図るもの （・　コンクリート塊　・　アスファルトコンクリート塊　・　建設発生木材）
	6	環境への配慮 (1.4.1)	化学物質を放散させる建築材料等 本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の１）から５）を満たすものとする。 １）合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、ＭＤＦ、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上げ塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ２）保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ３）接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ４）塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 ５）１）、３）及び４）の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、そのた仕器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。 また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は、次のとおりとする。 ホルムアルデヒド放散量　規制対象外 ア．ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品 イ．建築基準法施行令第２０条の７ 第４項による国土交通大臣認定品 ウ．下記表示のあるＪＡＳ規格品 ア）．非ホルムアルデヒド系接着剤使用 イ）．接着剤等不使用 ウ）．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用 エ）．ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 オ）．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用 カ）．非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 ホルムアルデヒド放散量　第三種 ア．ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆規格品 イ．建築基準法施行令第２０条の７ 第３項による国土交通大臣認定品 ウ．旧ＪＩＳのＥｏ規格品 エ．旧ＪＡＳのＦｃｏ規格品
	7	材料の品質等 (1.4.2)	本工事に使用する材料等は、設計図書に定める品質及び性能を有するものとし、ＪＩＳ及びＪＡＳマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の１）～６）の事項を満たすものとする。 １）品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 ２）生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 ３）安定的な供給可能であること。 ４）法令等で定める許可、認可、認定又は免許を取得していること。 ５）製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 ６）販売、保守等の営業体制が整えられていること。 なお、商品名が記載された材料については、当該商品又は同等品を使用するものとし、同等品を使用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。 また、これらの材料を使用する場合は、設計図書に定める品質及び性能を有することの証明となる資料又は外部機関が発行する資料等の写しを監督職員に提出して承諾を受けるものとする。
	8	特別な材料の工法	標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品等の指定工法による。

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	9	技能士 (1.5.2)	下表により適用する技能士は、適用する工事作業中、１名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。 （技能士：職業能力開発促進法による一級技能士又は単一等級の資格を有する者） また、その技能士はその者が技能士であることがわかる名札（下図参考）を常時着用すること。

工事種目	技能検定職種	技能検定作業
仮設工事	とび	・　とび作業
鉄筋工事	鉄筋施工	・　鉄筋組立作業
コンクリート工事	型枠施工	・　型枠工事作業
	コンクリート圧送施工	・　コンクリート圧送工事作業
鉄骨工事	鉄骨	・　構造物鉄筋作業
	とび	・　とび作業
コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板 工事	ブロック建築	・　コンクリートブロック工事作業 ・　ＡＬＣパネル工事作業
防水工事	防水施工	⊙　アスファルト防水工事作業 ・　ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・　アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・　合成ゴム系シート防水工事作業 ・　塩化ビニル系シート防水工事作業 ・　セメント系防水工事作業 ⊙　シーリング防水工事作業 ・　改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業 ・　ＦＲＰ防水工事作業
石工事	石材施工	・　石張り作業
タイル工事	タイル張り	・　タイル張り作業
木工事	建築大工	・　大工工事作業
屋根及びとい工事	建築板金	⊙　内外装板金作業
	スレート施工	・　スレート工事作業
金属工事	内装仕上施工	・　鋼製下地工事作業
	建築板金	・　内外装板金作業
左官工事	左官	・　左官作業
建具工事	サッシ施工	⊙　ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	⊙　ガラス工事作業
	自動ドア施工	・　自動ドア施工作業
カーテンウォール工事	カーテンウォール施工	・　金属製カーテンウォール工事作業
	サッシ施工	・　ビル用サッシ施工作業
	ガラス施工	・　ガラス工事作業
塗装工事	塗装	・　建築塗装作業
内装工事	内装仕上施工	・　プラスチック系床仕上工事作業 ・　カーペット系床仕上作業 ・　ボード仕上工事作業
	表装	・　壁装作業
排水工事	配管	・　建築配管作業
舗装工事	路面表示施工	・　溶融ペイントハンドマーカー工事作業 ・　加熱ペイントマシンマーカー工事作業
植栽工事	造園	・　造園工事作業
畳工事	畳	・　畳製作作業

《技能士名札参考図》

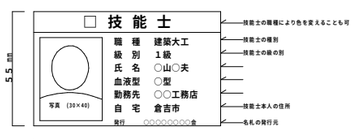

設備工事との取り合い		建　築	電　気	機　械
・　コンクリート壁、床、梁貫通部	補強	※		
	スリーブ・箱入れ		※	※
・　鉄骨造の開口及び補強		※		
・　照明器具・幹線等の吊りボルト用インサート			※	
・　鉛直鉄骨壁のボックス取付用下地			※	
・　埋込み電盤・端子盤・プルボックスの	仮枠		※	
仮枠及び埋込部分の補強	補強	※		
・　ＯＡフロア・フリーアクセスフロアの切込み及び補強		※		
・　埋込型機器取付用の天井	切込		※	※
壁の切込加工、下地の補強	補強	※		
・　自動開閉装置を取付ける防火戸の切込み、補強及び				
ドアクローザ、フロアヒンジ		※		
・　電気室、自家発電室などの基礎及びピット（蓋を含む）		※		
・　テレビアンテナ	基礎	※		
	アンカーボルト		※	
・　天井点検口		※		
・　機器類のコンクリート基礎	屋内・屋外設置		※	※
	屋上設備	※		

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	10	設備工事との取り合い	
	11	化学物質の濃度測定 (1.5.9)	図示した室のホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼンの室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、監督職員に報告する。 パッシブ型採取機器を用いて、次の要領で測定及び分析を行う。 ①３０分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉を含む。）を開放し、３０分間換気する。 ②５時間閉鎖 ①の後、測定対象室のすべての窓及び扉を５時間閉鎖する。 ただし、造り付け家具、押し入れ等の収納部分の扉は開放したままとする。 ③測定 イ　②の状態のままで測定する。 ロ　測定時間は、原則として２４時間とする。ただし工程等の都合により、２４時間測定が行えない場合は、８時間測定とする。なお、８時間測定の場合は、午後２時～３時が測定時間帯の中央となるよう、１０時３０分～１８時３０分までの時間帯で測定する。 ハ　測定回数は１回とし、複数回の測定は不要とする。 ④分析 測定対象化学物質を採取したパッシブ型採取機器を分析機関に送付し、濃度を分析する。 ⑤その他 監督職員から測定方法に関する注意事項等の指示を受けること。
	12	完成写真	下記のものを監督職員に提出する。

区　分	分類・規格	撮影箇所	部数	原版の大きさ(mm)
※　工事記録写真	カラーサービス判	各工種の工程毎	1部	・　24× 36以上
※　完成写真	カラーサービス判	・　内部１０箇所	1部	・　24× 36以上
		⊙　外部１０箇所	1部	・　24× 36以上
・	カラーキャビネ判	・　内部　箇所	部	・　24× 36以上
		・　外部　箇所	部	・　24× 36以上
・　パネル	カラー	・　四ッ切　箇所	部	・　100×125以上
		・　半切　箇所		・　24× 36以上
		・　全紙　箇所		
・				

⊙　電子データ及びネガの提出[工事記録写真]　（・　要　⊙　不要）
⊙　電子データ及びネガの提出[完成写真]　（・　要　⊙　不要）

章		項　目	特　記　事　項
1 一般共通事項	13	完成図 (1.7.2)	下記のものを監督職員に提出する。 ・　原図Ａ２版又はＡ３版（設計図の第２原図訂正不可）　１部 ⊙　ＣＡＤデータ　１部 ⊙　原図の縮複写紙の２つ折製本　２部 ⊙　原図の段小張の縮複写紙の２つ折製本（Ａ４版）　２部 ・　複写　縮小版Ａ３パラ焼　部 完成図の種類及び内容 ・　案内図・配置図・面積表 ： 配置図には外構整備、屋外給排水系統図含む。（ＢＭの表示） ・　平面図 ： 室名、耐震壁（防火壁）、避難施設等を表示する。 ・　立面図 ： 外壁仕上等を表示する。 ・　断面図 ： 階高、天井高等を表示する。 ・　仕上表 ： 屋外、屋内（各階）の仕上表を表示する。
	14	施工図及び施工計画書 (1.7.2)	提出した施工図及び施工計画書の著作に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に委譲するものとする。
	15	保全に関する資料 (1.7.3)	下記のものをＪＩＳ Ａ４版ファイルに製本して監督職員に提出する。 ⊙　主な主要資材、機器等のメーカー及び施工者一覧表 ・　機器性能試験成績書及び取扱説明書 ⊙　保証書 ・　官公署届出書類（保守に必要とするもの） ・　建築物の保守に関する説明書、指導案内書
	16	設計ＧＬ	※　図示　・　（　　）
	17	耐荷重及び耐外力	建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速等　Vo＝　m/s 地表面粗度区分　・Ⅰ　・Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ 積雪区分　（　　m）
	18	火災保険等	工事目的物及び工事材料等工事施工途中の事故に伴う損害を補てんするため火災保険等に加入する。（保険の加入期間は、工事完成引き渡しまでとする。）
	19	グリーン購入	グリーン購入は次のものとする。 ・　タイル　・　再生木質ボード　・　断熱材　・　・
	20	環境配慮	鳥取県公共工事環境配慮指針　※　対象工事　・　非対象工事
	21	建設リサイクル法	※　対象工事　・　非対象工事
	22	鳥取県福祉のまちづくり条例	※　対象工事　・　非対象工事
	23	鳥取県景観形成条例	※　対象工事　・　非対象工事
	24	バリアフリー法	※　対象工事　・　非対象工事
	25	省エネ法	※　対象工事　・　非対象工事
2 仮設工事	1	足場その他 (2.2.4)	※足場を設ける場合は、「「手すり先行工法に関するガイドライン」について」（厚生労働省 基発第0424001号平成21年４月24日）の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、「働きやすい安心感のある足場に関する基準」に適合する手すり、中さん及び幅木の機能を有する足場とし、足場の組立て、解体又は変更の作業は、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の２の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用足場方式により行うこと。
	2	監督員事務所 (2.3.1)	※　設ける（　　㎡）　・　設けない 備品等は監督職員の指示による。
	3	表示板	※　工事表示板　　・　お願い表示板 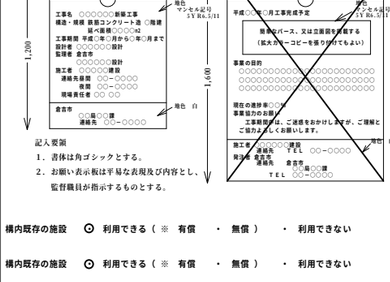 記入要領 １．書体は角ゴシックとする。 ２．お願い表示板は平易な表現及び内容とし、監督職員が指示するものとする。
	4	工事用水	構内既存の施設　⊙　利用できる（※　有償　・　無償）　・　利用できない
	5	工事用電力	構内既存の施設　⊙　利用できる（※　有償　・　無償）　・　利用できない
	6	工事用仮設物	構内への設置　⊙　できる　・　できない
	7	工事現場のイメージアップ	
3 土工事	1	埋戻し及び盛土 (3.2.3)	埋戻し土　種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　表 3.2.1 盛土　種別　・Ａ種　※Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種 ・　建設汚泥から発生した処理土
	2	建設発生土の処理 (3.2.5)	※　構外指示の場所に処分 ・　構内指示の場所に散き均し ・　構内指示の場所に堆積

章		項　目	特　記　事　項
4 地業工事	1	試験杭 (4.2.2)	杭の本数　※　最初の１本　・　図示による 杭の種類、寸法　※　本杭と同じ　・　図示による 杭の長さ　※　本杭より１m長くする　・　図示による プレボーリング　※　行う（　m）　・　行わない 設計支持力（長期）　［　　kN/本］
	2	既製コンクリート杭地業 (4.3.2～7)	工法　※　特定埋込杭工法 ・ ・ 杭の種類　表 4.3.1

種類の記号	※　ＰＨＣ杭	・
品　質	※　Ａ種　・　Ｂ種　・　Ｃ種	・
寸　法	※　図示による	
継手の箇所数	※　図示による	
先端部の形状	※　開放形　・	

継手の工法　※　溶接継手（アーク溶接）　・　無溶接継ぎ手
杭頭の処理　※　切断しない　・　図示による

	3	鋼杭地業 (4.4.2～5)	工法　※特定埋込工法 ・ ・ 杭の種類　表 4.4.1

規格名称	※　鋼管杭	・
種類の記号	・　SKK400　・　SKK490　・	・
寸　法	※　図示による	
継手の箇所数	※　図示による	
先端部の形状	※　開放形　・	

継手の工法　※　溶接継手（アーク溶接）　・　無溶接継手
溶接部の確認　※　行う　・　行わない
杭頭の処理　※　切断しない　・　図示による

	4	場所打ちコンクリート杭地業 (4.5.1～5)	工法　・　アースドリル工法　・　リバース工法　・　オールケーシング工法 掘削深さ　※　図示による 断面寸法 コンクリートの設計基準強度　※　２１ N/㎟　・　N/㎟ コンクリートの種別　・　Ａ種　※　Ｂ種　表 4.5.1 孔壁測定　・　行う 測定方法　※　超音波測定　・ 測定箇所　※　試験杭（　）箇所及び本杭（　）箇所 ・　行わない
	5	砂利及び砂地業 (4.6.3)	厚さ　・　図示による　・６０　・１００ 砂利の種類　※　再生クラッシャラン　・　切込砂利　・　切込採石 粒度　※　４０㎜　・　図示による
	6	捨コンクリート地業 (4.6.4)	厚さ　※　５０㎜　・　図示による
	7	床下防湿層 (4.6.5)	施工箇所　※　建物内土間スラブ（土間コンクリートを含む）直下（ピット下を除く） ・　ポリエチレンフィルム等　厚さ０．１５㎜以上 ・
5 鉄筋工事	1	鉄筋 (5.2.1)	表 5.2.1

種類の記号	径
※　SD295A	Ｄ１０ ， Ｄ１３ ， Ｄ１６
※　SD345	Ｄ１９ 以上
・	

	2	溶接金網 (5.2.2)	寸法　※　6.0φ×100×100　・　6.0φ×150×150 施工箇所　（　　）
	3	継手 (5.3.4)(5.4.9)(5.5.2)	柱・梁の主筋の継手　※　ガス圧接継手　・　重ね継手 圧接完了後の抜取試験　※　超音波探傷試験　・　引っ張り 先組工法の適用（全数）　・　図示による
	4	鉄筋のかぶり厚さ (5.3.5)	塩害対策により鉄筋の最小かぶり厚さに加える厚さ　表 5.3.8 ・２０　・３０　・　図示による
	5	圧接完了後の試験 (5.4.9)	試験方法及び判定基準 ※　ＪＩＳ Ｚ ３０６２ による 試験従事者 ※　第三者機関
6 コンクリート工事	1	コンクリートの種類と強度 (6.1.4)(6.2.3)	※　普通コンクリート

設計基準強度　（Fc）（N/㎟）	ΔF（N/㎟）	適　用　箇　所
※　２１		躯体
・	＋３	
・　１８		土間・捨てコン

	2	レディミクストコンクリートの種別 (6.1.5)	※　Ⅰ種　・　Ⅱ種　表 6.1.1
	3	ワーカビリティ及びスランプ (6.2.3)	表 6.2.1

所要スランプ（cm）	打　込　み　箇　所
・　１５	捨てコン
・　１８	躯体・土間
・	

	4	単位水量の測定	単位水量の上限値は、１８５Kg/m³とする。
	5	コンクリートの仕上り (6.2.5)	合板せき板を使用する場合　表 6.2.3

種　別	適　用　箇　所
・　Ａ種	※　図示による　・
※　Ｂ種	※　図示による　・
・　Ｃ種	※　図示による　・

	6	セメント (6.3.2)	セメントの種類　※　普通ポルトランドセメント　・　混合セメントのＡ種 ・ アルカリシリカ反応性による区分　※　Ａ　・
	7	混和材 (6.3.5)	混和材料の種類　※　混和剤（ＡＥ剤、ＡＥ減水剤又は高性能ＡＥ減水剤） ・　混和剤（・　フライアッシュ　・　高炉スラグ　・　膨張剤　）
	8	コンクリートの製造工場の認定 (6.4.1～2)	生コンクリート工場を選定する際には、JISマーク表示認定工場で、かつ、コンクリート主任技師等の常駐と全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等から選定すること。

TITLE	NAME	SCALE	DATE			No.
グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	建築工事仕様書（１）	-	H24.06			A- 1

㈲ ŌMAE 建築設計事務所
一級建築士事務所　登録第２２－７１３号　一級建築士登録第１８８５５２号　大前拓也
〒６８２－０８８２　倉吉市湊町５６９－７　TEL ２２－００２３　FAX ２３－３６３３

6 コンクリート工事

9	型枠のせき板 (6.9.3)	※ 合板（厚さ12㎜） ・ 合板（厚さ15㎜） ・ 床型枠用鋼製デッキプレート（平成２年建設省告示第１３６８号による建設技術評価「鉄筋コンクリート建築物等における床型枠用鋼製デッキプレートの開発」において評価を取得したもの又は同等品とする。） ・ メッシュ型枠（構造関係共通事項による） ・ 断熱材兼用型枠 25㎜以下かつ熱抵抗値 1㎡h℃/KCal 以上 ・ ＭＣＲ工法用シート（気泡発泡ポリエチレンシート）
10	アルカリ総量 (6.5.4)	総量 ３ Kg/m³以下
11	マスコンクリート (6.13.2~3)	セメントの種類 ※ 高炉セメントＢ種 ・ スランプ ※ １５ｃｍ ・
12	無筋コンクリート (6.14.1)(6.14.3)	種 類 / 設計基準強度（Fc）（N/m²） / 施 工 箇 所 普通コンクリート ※ １８ ・ ２４ / 捨てコン
13	強度の高いコンクリート (6.15.1)	設計基準強度（Fc） ・ ２７ N/m² ・ ３０ N/m² ・ ３３ N/m² ・ ３６ N/m² ・ N/m² スランプ ・ １８ cm ・ ２１ cm ・ cm

7 鉄骨工事

1	鉄骨製作工場 (7.1.3)	・ 監督職員の承諾する工場 ※ 建築基準第７７条の４５第１項に基づく国土交通大臣から性能表か機関として認定を受けた（社）日本鉄骨評価センター又は（社）全国鋼構工業協会の「鉄骨製作工場の性能評価基準」に定める「Ｊ，Ｒ，Ｍ，Ｈ，Ｓグレード」として国土交通大臣から認定を受けた工場又は同等以上の能力のある工場 施工管理技術者 ※ 適用する ・ 適用しない
2	鋼 材 (7.2.1)(7.2.4)	※ ＪＩＳ規格品　表 7.2.1 規格番号 / 規格名称等 / 施工箇所 ・ / / / ・ / / / ・ / / / ・ / / / ・ 建築基準法に基づき指定又は認定を受けた構造用鋼材及び鋳鋼
3	高力ボルト (7.2.2)(7.3.2)(7.4.1~9)	※ トルシア形高力ボルト （セットの種類 ※ ２種(S10T) ・ ） ・ ＪＩＳ形高力ボルト （セットの種類 ※ ２種(F10T) ・ ） ・ 溶融亜鉛メッキ高力ボルト（セットの種類 ※ １種(F8T相当) ・ ） ボルトの締端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※ 図示 ・ すべり計数値試験 ※ 行わない ・ 行う［ 試験方法 （ ）］
4	アンカーボルトの材質及び設置 (7.2.4)(7.10.3)	材質 構造用アンカーボルト ※ ＳＮＲ４００ ・ 表 7.10.1 建方用アンカーボルト ※ ＳＳ４００ ・ 構造用アンカーボルト及びアンカーフレームの形状、寸法 ※ 図示 ・ 建方用保持及び埋込み方法 ・ Ａ種 ※ Ｂ種 ・ Ｃ種
5	柱底均しモルタルの材料及び工法 (7.2.9)(7.10.3)	材料 ※ 無収縮モルタル 表 7.2.6 ・ モルタル 工法 ※ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ 図示 表 7.10.2
6	入熱、パス間温度の溶接条件	鋼材と溶接材料の組合せと溶接条件 ※ 図示 適用箇所 ・ 図示 ・ 柱、梁、ブレースのフランジ端部の完全溶け込み溶接
7	溶接部の試験 (7.6.11)	完全溶け込み部の超音波探傷試験 ※ 行う ・ 行わない 表 7.6.2~4
8	錆止め塗料 (7.8.1~4)	鉄面 表 18.3.1 の ・ Ａ種 ※ Ｂ種 ・ Ｃ種 亜鉛メッキ面 表 18.3.2 の ※ Ａ種 ・ Ｂ種 ・ Ｃ種
9	耐火被覆材の種別、性能 (7.9.2~7)	種別 ・ ラス張りモルタル塗り ・ 耐火材吹付 ・ 耐火板張り ・ 耐火材巻付け 性能
10	建方精度 (7.10.2)	※ ＪＡＳＳ６ 付則６「鉄骨精度検査基準」付表５「工事現場」による ・
11	溶融亜鉛メッキ (7.12.3)	種別 表 14.2.2 のＡ種（計量形鋼は、板厚によりＢ種、Ｃ種とする）
12	溶融亜鉛メッキ高力ボルト接合 (7.2.2)(7.3.2)(7.12.4)	ボルトの締端距離、ボルト間隔、ゲージ等 ※ 図示 摩擦面の処理 ※ ブラスト処理（表面粗度 50 μmRz 以上） ・ リン酸塩処理 すべり耐力等の確認方法 ※ 図示 ・ すべり試験

8 コンクリートブロック 押出成形セメント板 ALCパネル

1	コンクリートブロック (8.2.2)(8.2.5)(8.3.2)	表 8.3.1 適用箇所 / 断面形状及び圧縮強さによる区分 間仕切壁、地下二重壁、外壁、塀 / ※ 空洞ブロック16 ・ 空洞ブロックB-16 衛生配管用裏積みブロック / ※ 空洞ブロック08 ・ 空洞ブロック16 厚さ ： 図示による
2	ＡＬＣパネル (8.4.2~6)	表 8.4.2~4 種類 / 厚さ(mm) / 単位荷重(N/m²) / 耐火性能 / 工法種別 ・ 外壁用 / ・ 100 ・ / / ・ / ・Ａ種 ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・ 間仕切用 / ・ 100 / / ・ / ・Ｂ種 ・Ｃ種 ・Ｄ種 ・Ｅ種 ・ 屋根用 / ・ 100 / / ・ 30分 / ・Ｆ種 ・ 床 用 / ・ 100 / / ・ 60分 / ・Ｆ種 ・ 150 / / ・ 120分 /
	(8.4.3)	外壁パネルの工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画として提出する。 外壁パネルの出隅及び入隅のパネル接合部、並びにパネルと他部材との取合い部の目地幅 ※ ２０㎜ ・ ㎜ ・ ㎜ 伸縮目地への耐火目地材の充填 ・ 適用する ・ 適用しない
3	押出成形セメント板(ECP) (8.5.2~3)	表 8.5.1~2 表面形状 / 厚さ(mm) / 耐火性能 / 取付工法の種別 ・外壁 ※ フラットパネル / ・ 50 ・ 60 / / ・ Ａ種 ・ Ｂ種 ・デザインパネル(図示) / ・ 50 ・ 60 / / ・間仕切壁 ※ フラットパネル / ・ 50 ・ 60 / / ・ Ｂ種 ・ Ｃ種 ・デザインパネル(図示) / ・ 50 ・ 60 / /
	(8.5.3)	外壁パネルの工法 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画として提出する。

9 防水工事

1	アスファルト防水 (9.2.2~5)	表 9.2.1~8 種別 / 施工箇所 / 種別 / 施工箇所 Ａ－２ / / /
		屋根保護防水断熱工法の断熱材（オゾン層破壊物質を含まないもの。また、長期的に断熱性能を保持しつつ、可能な限り地球温暖化係数の小さい物質が使用されていること。） 材質 ※ 押出法ポリスチレンフォーム３種ｂスキン層付（JIS A9511） 厚さ ※ 25㎜
		防水立上がり部の保護 ・ コンクリート押え ・ モルタル押え［ 適用箇所 ： ］ ・ れんが［ ・ ＪＩＳ Ｒ １２５０（普通れんが） ・ ］ ・ 乾式保護材 無石綿の繊維質原料等を主原料として板状に押出成形し、オートクレーブ養生したもの（窯業系パネルⅡ類）とし寸法等は図示による。
		品質性能等 寸法の許容差 厚さ：－５～＋１０％、幅：±１％ 曲げ強さ、曲げモーメント(N・cm)(スパン５０cmにおける単位幅１cmあたりの曲げモーメント) 標準時４５０以上凍結融解完了時(試験サイクル数) ３２０以上(２００) 凍結融解性能(試験サイクル数：上記)試験後、著しい割れや剥離がなく外観上異常がないこと 吸水率 ：（２０％以下） 吸水による長さ変化率 ：（０．０７％以下） 耐火性能 ： 不燃 耐衝撃性 ： 高さ１．０mから試験体の弱点部に 500g のおもりを落としたときに、裏面に達する穴がないこと。 出荷時の含水率 ： １０％以下
		屋根露出防水絶縁工法の脱気装置 ※ 設ける 種類 ・ 平場部脱気型 ・立上り部脱気型 設置数量 箇所 ・ 設けない
2	改質アスファルトシート防水 (9.3.2~3)	表 9.3.1 種別 / 施工箇所 / 種別 / 施工箇所 メーカー仕様 屋上屋根（図示） /
3	合成高分子系ルーフィングシート防水 (9.4.2~3)	表 9.4.1 種別 / 施工箇所 / 種別 / 施工箇所 Ｓ－Ｆ１，Ｓ－Ｍ１ の仕上げ塗料 ・ カラー ・ シルバー
		機械固定方法の場合の一般部ルーフィングの張付け 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画として提出する。
4	塗膜防水 (9.5.3)	表 9.5.2 種別 / 施工箇所 / 種別 / 施工箇所 屋根 /
		脱気装置（種別Ｘ－１） ・ 設けない ・ 設ける
5	シーリング用材料 (9.6.2)	種類及び施工箇所 ［図示以外は（ 表 9.6.1 ）による］ シーリング面への仕上塗材仕上げ等 ※ 行わない ・ 行う
6	シーリングの試験 (9.6.5)	接着性試験 ・ 行う （ ※ 簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 ） ・ 行わない

10 石工事

1	石 材 (10.2.1)	種類 ・ 天然石 ・ 人工石 ・ テラゾブロック及びテラゾタイル 品質 ・ １等品（床以外） ・ ２等品（床） ・ 形状、寸法及び厚さ ※ 図示 石材の種類及び表面仕上げ　表 10.2.1~2 施工箇所 / 種類（産地、名称） / 仕上げの種類 / 表面処理・裏打ち材の有無
2	取付け金物 (10.2.2)	乾式工法用金物式 ・ スライド方式 ・ ロッキング方式　表 10.2.4
3	その他の材料 (10.2.3)	・ 石裏面処理材（ ） ・ 裏打ち処理材（ ） ・ ドレンパイプの材質（ ） ・ 金物固定充填材料（ ）

11 タイル工事

1	伸縮調整目地及びひび割れ誘発目地 (11.1.3)	外壁 ※ 図示による ・ 表 11.1.1 による ・ 耐震スリット部
2	材 料 (11.2.2)	タイルの種類 ※ 標準色 ・ 特注色 施工箇所 / 形状(mm) / さび / うわぐすり / その他 内床 / 図示 / 磁器質 / 施釉 / 内壁 / 図示 / 陶器質 / 施釉 /
		再生材利用タイルの原材料 陶磁器質タイルで原料に再生材料（下表左欄に記載したものを原料として、同表右欄に記載した前処理方法に従って処理されたもの等）を用いられているものであること。 再生材料が原料の重量比で２０％以上（複数の材料を使用している場合はそれらの材料の合計）使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除くものとする。
		再生材料の原料になるもの / 前処理方法 採石及び窯業員土、無機珪砂（キラ）、鉄鋼スラグ、非鉄スラグ 鋳物砂、陶磁器屑、石灰灰、廃ゴム、廃プラスチック 建設廃材（汚泥を除く）、磨砂汚泥、製紙スラッジ アルミスラッジ、石材屑、湖沼等の汚泥、廃ガラス、上水道汚泥 / 前処理方法によらず対象 都市ゴミ焼却灰 / 溶融スラグ化 下水道汚泥 / 焼却灰化又は溶融スラグ化 上水道汚泥、湖沼等の汚泥 / 前処理によらず対象
		役物使用箇所 ※各部の形状は図示による 内 装 ・ 出隅 ・ 天端 （標準一体成型品以外は接着成型品とする） 外 装 ・ 出隅 ・ 窓台 ・ まぐさ ・
		タイルの試験張り ※ 行わない ・ 行う（ ） タイルの見本焼き ※ 行わない ・ 行う（ ）
		有機質接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種

15 左官工事

5	仕上塗材仕上 (15.5.2)	・ 薄付け仕上塗材　表 15.5.1~2 種 類 / 仕上げの形状 / 工 法 ・ 外装薄塗材Ｅ / ・ 砂壁状 ・ 着色骨材砂壁状 / 吹付け
		・ 厚付け仕上塗材 種 類 / 仕上げの形状 / 工 法 / 上塗材 ・ 外装厚塗材Ｅ / ・ 吹放し ・ 凸部処理 / 吹付け / ・ 行う ・ 行わない
		・ 複層仕上塗材 種 類 / 仕上げの形状 / 工法 / 上塗材（耐候性・耐候形３種） / ※水系 / ※アクリル系 / ※つやあり ※複層塗材 / ※凸凹模様 / 吹付け / ・水系 / ・アクリル系 / ・つやあり ・可とう型複層塗材CE / ・凸凹模様 / ・吹付け / ・溶剤系 / ・ポリウレタン系 / ・つやなし ・複層塗材Si / ・凸部処理 / ・ローラー / ・弱溶剤系 / ・アクリルシリコン系 / ・メタリック ・複層塗材CE / ・ゆず肌状 / ・フッ素系 ・複層塗材RE / ・シリカ系 ・複層塗材RS ・防水形複層塗材CE ・防水形複層塗材 E ・防水形複層塗材RS ・防水形複層塗材RE
		・ 軽量骨材仕上塗材 種 類 / 仕上げの形状 / 工 法 ・ 吹付用軽量塗材 / 砂壁状 / 吹付け ・ こて塗用軽量塗材 / 平たん状 / こて塗り
		建物内部に使用するユリア樹脂等を用いた塗料のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種
6	ロックウール吹付け (15.7.1)	厚さ(mm) ・ 10 ・ 15 ・ 20 ・ 30 ・ ロックウール及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種

16 建具工事

1	アルミニウム建具 (16.2.2~4)	表 16.2.1 性能等級等 / ※ Ａ 種 / ・ Ｂ 種 / ・ Ｃ 種 耐風圧性 / ※ Ｓ－４ / ・ Ｓ－５ / ・ Ｓ－６ 気密性 / ※ Ａ－３ / ・ Ａ－４ 水密性 / ※ Ｗ－４ / ・ Ｗ－５ / ・ Ｗ－５ 枠見込(mm) / ・ ７０ ・ １００ / １００ 表面処理 / 外部 ※Ｂ－１種 ・Ｂ－２種（・ｱﾝﾊﾞｰ・ﾌﾞﾛﾝｽﾞ・ｽﾁｽﾞｶﾗｰ・ﾌﾞﾗｯｸ） 内部 ※Ｃ－１種
		防音 ドアセット 防音サッシの遮音性の等級 ・ Ｔ－１ ・ Ｔ－２ ・ Ｔ－３ 断熱 ドアセット 断熱サッシの断熱性の等級 ・ Ｈ－１ ・ Ｈ－２ ・ Ｈ－３ 耐震 ドアセット 内面変形追従性の等級 ・ Ｄ－１ ・ Ｄ－２ ・ Ｄ－３
		網戸等 防虫網の材質 ※ 合成樹脂製 ・ ガラス繊維入り合成樹脂製 ・ ステンレス製（ＳＵＳ３１６） 防鳥網の材質 ※ ステンレス製（ＳＵＳ３０４）径 1.5mm ピッチ 15mm ・
2	鋼製建具 (16.3.2)	気密性 ※ Ａ－３ ・ 水密性 ※ Ｗ－１ ・
		外部に面する建具の耐風圧性の等級 ・ Ｓ－４ ・ Ｓ－５ ・ Ｓ－６ 防音 ドアセット 防音サッシの遮音性の等級 ・ Ｔ－１ ・ Ｔ－２ ・ Ｔ－３ 断熱 ドアセット 断熱サッシの断熱性の等級 ・ Ｈ－１ ・ Ｈ－２ ・ Ｈ－３ 耐震 ドアセット 内面変形追従性の等級 ・ Ｄ－１ ・ Ｄ－２ ・ Ｄ－３
		防火戸 煙感知器連動とする 防火戸の解錠機構は別途とする 扉にラッチ受座用切込み開口補強を行う
3	鋼製軽量建具 (16.4.3)	表 16.4.1 気密性 ※ Ａ－３ ・ 戸の鋼板 ※ 表面処理亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 召し合わせ / 縦小口包み板 ※ ステンレス ・ 鋼板 ・ アルミニウム 扉の表面材、押縁 ※ 鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 枠 類 ※ 鋼板（くつずりはステンレス） ・ 製作所仕様
		外部に面する建具の耐風圧性の等級 ・ Ｓ－４ ・ Ｓ－５ ・ Ｓ－６ 防音 ドアセット 防音サッシの遮音性の等級 ・ Ｔ－１ ・ Ｔ－２ ・ Ｔ－３ 断熱 ドアセット 断熱サッシの断熱性の等級 ・ Ｈ－１ ・ Ｈ－２ ・ Ｈ－３ 耐震 ドアセット 内面変形追従性の等級 ・ Ｄ－１ ・ Ｄ－２ ・ Ｄ－３
4	標準型鋼製軽量建具 (16.4.6)	表 16.4.1 戸の鋼板 ※ 表面処理亜鉛めっき鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 ・ カラー鋼板 召し合わせ / 縦小口包み板 ※ ステンレス ・ 鋼板 ・ アルミニウム 扉の表面材、押縁 ※ 鋼板 ・ ビニル被覆鋼板 枠 類 ※ 鋼板（くつずりはステンレス） ・ 製作所仕様
		外部に面する建具の耐風圧性の等級 ・ Ｓ－４ ・ Ｓ－５ ・ Ｓ－６ 防音 ドアセット 防音サッシの遮音性の等級 ・ Ｔ－１ ・ Ｔ－２ ・ Ｔ－３ 断熱 ドアセット 断熱サッシの断熱性の等級 ・ Ｈ－１ ・ Ｈ－２ ・ Ｈ－３ 耐震 ドアセット 内面変形追従性の等級 ・ Ｄ－１ ・ Ｄ－２ ・ Ｄ－３
5	ステンレス製建具 (16.5.3~5)	気密性 ※ Ａ－３ ・ 水密性 ※ Ｗ－１ ・ 表面仕上げ ※ Ｈ Ｌ仕上げ ・ 鏡面仕上げ ・ 曲げ加工 ※ 普通曲げ ・ 角出し曲げ（ ・ａ角 ・ｂ角 ・ｃ角） ステンレス鋼板 ※ ＳＵＳ３０４ ・ＳＵＳ（ ）
		外部に面する建具の耐風圧性の等級 ・ Ｓ－４ ・ Ｓ－５ ・ Ｓ－６ 防音 ドアセット 防音サッシの遮音性の等級 ・ Ｔ－１ ・ Ｔ－２ ・ Ｔ－３ 断熱 ドアセット 断熱サッシの断熱性の等級 ・ Ｈ－１ ・ Ｈ－２ ・ Ｈ－３ 耐震 ドアセット 内面変形追従性の等級 ・ Ｄ－１ ・ Ｄ－２ ・ Ｄ－３
6	木製建具 (16.6.2)	加工、組立て時の含水率 ・ Ａ種 ※ Ｂ種 ・ Ｃ種　表 16.6.1 建物内部の木製建具に使用する表面材及び接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ 規制対象外 ・ 第三種
		ふすまの材料 種別 ※ Ⅱ型 ・ Ⅰ型　表 16.6.3 上張り紙 ・ 新鳥の子 ・ ビニル紙 ・ 押入等の裏張り紙 ・ 雲花紙 ・
		枠及びくつずり材料 ・ 図示による ・
		材質、形状及び寸法 ・ 図示及び建具表による ・
7	建具用金物 (16.7.2)(16.7.4)	材質、形状及び寸法　表 16.7.1 ◎ 図示及び建具表による ・
		鍵 マスターキー ・ 製作する（ 組） ・ 製作しない ・ 既存に組み込む 鍵箱 ・ 設ける（ 個用 組） ・ 設けない ・ コンストラクションキー ・ 適用する ・ 適用しない ・ 監督職員との協議による
8	自動ドア開閉装置 (16.8.2~3)	センサーの種類　表 16.8.1~3 ※ 光線（反射） ・ マット ・ 電波 ・ 音波 ・ 熱線 ・ 光電 ・ タッチ ・ ペダル ・押しボタン ・ 多機能便所 取付位置 ※ 天井面 ・ 床面 ・ 壁面 ・ 無目 ・

16 建具工事

9	自閉式上吊り引戸装置 (16.9.3)	自閉式上吊り引戸装置の性能　表 16.9.1 開閉方式 ・ 手動開き式 ・
10	重量シャッター (16.10.2)	種類 ・ 一般 ・ 外壁用防火 ・ 屋内用防火 ・ 屋内用防煙
		防火又は防煙シャッターは、自動閉鎖装置及び随時閉鎖装置付きとし、連動制御盤及び煙感知器は別途とする。
		耐風圧強度 一般（ ）N/m² 外壁用（ ）N/m²
		開閉機能による種類　表 16.10.1 ※ 上部電動式（手動併用） ・ 上部手動式
		シャッターケース（防火、防煙以外） ・ 設ける ・ 設けない
		危害防止装置 ※ 障害物感知自動閉鎖型 ・ ２段降下型
11	軽量シャッター (16.11.2~4)	開閉形式　表 16.11.1 ※ 上部電動式（手動併用） ・ 手動式
		耐風圧強度 （ ）N/m²
		スラットの材質 ・ 溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯(JIS G 3312) ・ 塗装溶融亜鉛－５％アルミニウム合金鋼板(JIS G 3318)
		スラットの形状 ※ インターロッキング形 ・ オーバーラッピング形
		シャッターケース ・ 設ける ・ 設けない
		ガイドレールの材質 ※ ステンレス製（ SUS 304 ）厚さ 1.5mm （ ※ 中柱共 ・ ） ・
		座板（屋外の場合） ※ ステンレス製既製品 ・
		危害防止装置 ※ 障害物感知自動閉鎖型 ・ ２段降下型
12	オーバーヘッドドア (16.12.2~3)	セクションによる区分 ※ スチールタイプ ・ アルミニウムタイプ ・ ファイバーグラスタイプ
		耐風圧性能 ・ 500Pa ・ 750Pa ・ 1000Pa ・ 1250Pa ・ 1700Pa
		開閉方式による区分 ※ バランス式 ・ チェーン式 ・ 電動式
		収納形式による区分 ・ スタンダード形 ・ ローヘッド形 ・ ハイリフト形 ・ バーチカル形
		ガイドレールの材質 ※溶融亜鉛めっき鋼板 ・ ステンレス製（ SUS 304 ）厚さ 2.0mm
		危害防止装置 ※ 障害物感知自動閉鎖型 ・ ２段降下型
13	ガラス (16.13.2)	・ 複層ガラス ガラス組合せ厚さ （ mm と mm） 封着剤 ※ ブチルゴム ・ 空気層 幅（ mm） 内部（・乾燥空気 ・真空 ・ガス（ ）） 特殊コーティング ・ 無 ・ 有（ ）
		・ 熱線反射ガラス 日射熱遮蔽性 ・ １種 ・ ２種 ・ ３種 耐久性 ・ Ａ種 ・ Ｂ種 色調 ・ ブルー ・ グレー ・ ブロンズ ・ シルバー 反射皮膜 ・ 内側 ・ 外側 映像調整 ※ 行わない ・ 行う
14	ガラス留め材 (16.13.2)	表 16.13.1 建具の種類 / 材 種 鋼 製 / ※ シーリング材 アルミニウム製 / ※ シーリング材 ・ ガスケット ステンレス製 / ※ シーリング材 木 製 / ※ シーリング材
		防火戸のガラス留め材は、建築基準法に基づく防火性能の認定を受けた条件による。
15	ガラス溝の寸法、形状等 (16.13.3)	表 16.13.1
16	ガラスブロック積み (16.13.5)	JIS A 5212 に準じるもの 寸法（mm） / 厚さ（mm） / 表面形状
		建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法を施工計画として提出する。
17	付属電気設備	電動シャッター、自動扉、電動オーバーヘッドドアの施工範囲は下記による ・ 電動シャッター、電動オーバーヘッドドアのシャッター制御盤以降 操作スイッチまでの配線工事 （配管及び位置ボックスは別途工事とする） ・ 自動制御盤以降の配線工事 （配管及び位置ボックスは別途工事とする） ・ 三相電動機 0.4Kw 以上の場合は、機器付属の操作盤内に電動機保護用遮断機及び進相用コンデンサーを設置

17 カーテンウォール工事

1	カーテンウォール (17.1.3)(17.2.2~5) (17.3.2~5)	耐震性能（地震力係数） 水平方向(KH) ※ 1.0 ・ 垂直方向(KV) ※ 0.5 ・
		気密性 ・ Ａ－１ ・ Ａ－２ ・ Ａ－３ ・ Ａ－４ 耐火性 ・ ３０分 ・ １時間 耐温度差性 水密性 ・ Ｗ－１ ・ Ｗ－２ ・ Ｗ－３ ・ Ｗ－４ ・ Ｗ－５ 遮音性 ・ Ｔ－１ ・ Ｔ－２ ・ Ｔ－３ ・ Ｔ－４ 耐風圧性 ・ Ｓ－４ ・ Ｓ－５ ・ Ｓ－６ 断熱性 ・ Ｈ－１ ・ Ｈ－２ ・ Ｈ－３ ・ Ｈ－４ ・ Ｈ－５
		主要部材の耐風圧性能（ガラスを除く） たわみ量が±(1/150)×ｈかつ絶対量 20mm 以下であること 部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと
		層間変位追従性 層間変位量（ｈ＝支点間距離） 鉄骨造 ※ ±(1/200)×ｈ以上 鉄筋コンクリート造・鉄骨鉄筋コンクリート造 ※ ±(1/300)×ｈ以上 部材の脱落、ガラスの破損及び主要部材に有害な歪みが起こらないこと シーリングは補修程度の損傷であること
		その他の性能 図示による
		種類 ・ メタルカーテンウォール 金属材料の種類（見え掛かり部分の仕上げ） ・ アルミウム製（ ・ Ｂ－１種 ・ ） ・ 鋼製 （ ） ・ ステンレス製（ ） ・ ＰＣカーテンウォール ゴンドラ用ガイドレール ・ 設置する ・ 設置しない シーリング材 （ ） 構造ガスケット （ ） 断熱材料 （ ）

TITLE グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	NAME 建築工事仕様書（２）	SCALE -	DATE H24.06		No. A- 2

㈲ ŌMAE 建築設計事務所
一級建築士事務所 登録第22－713号 一級建築士登録第188552号 大前拓也
〒682-0882 倉吉市湊町569－7 TEL 22-0023 FAX 23-3633

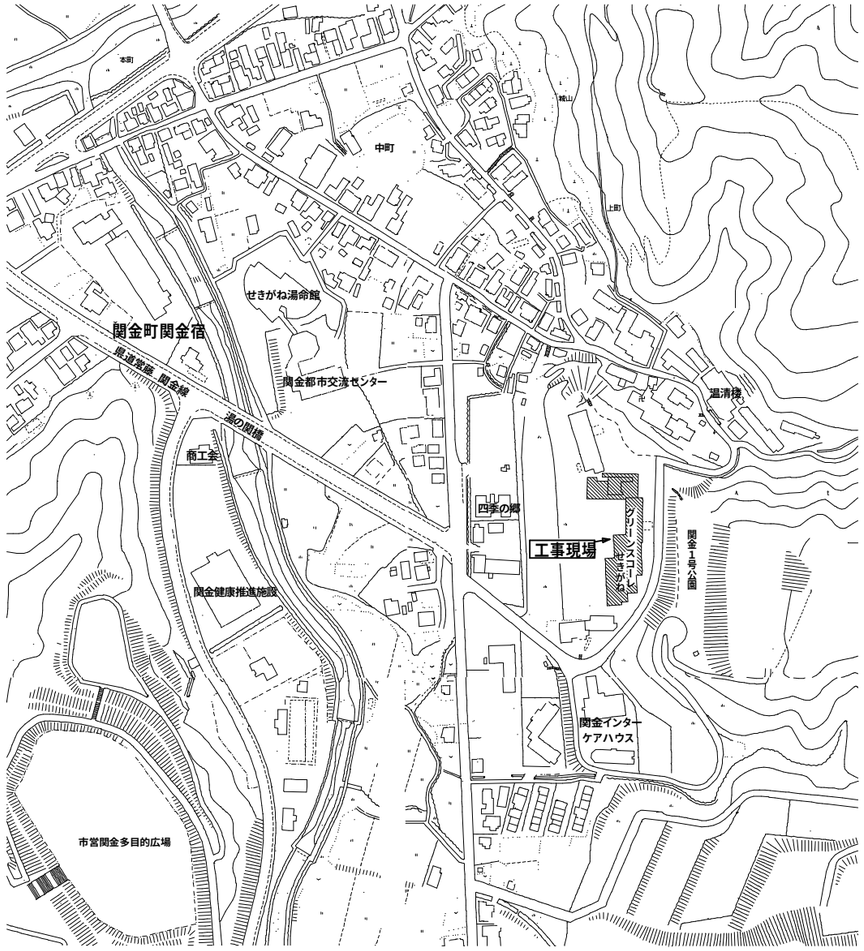

付近見取図

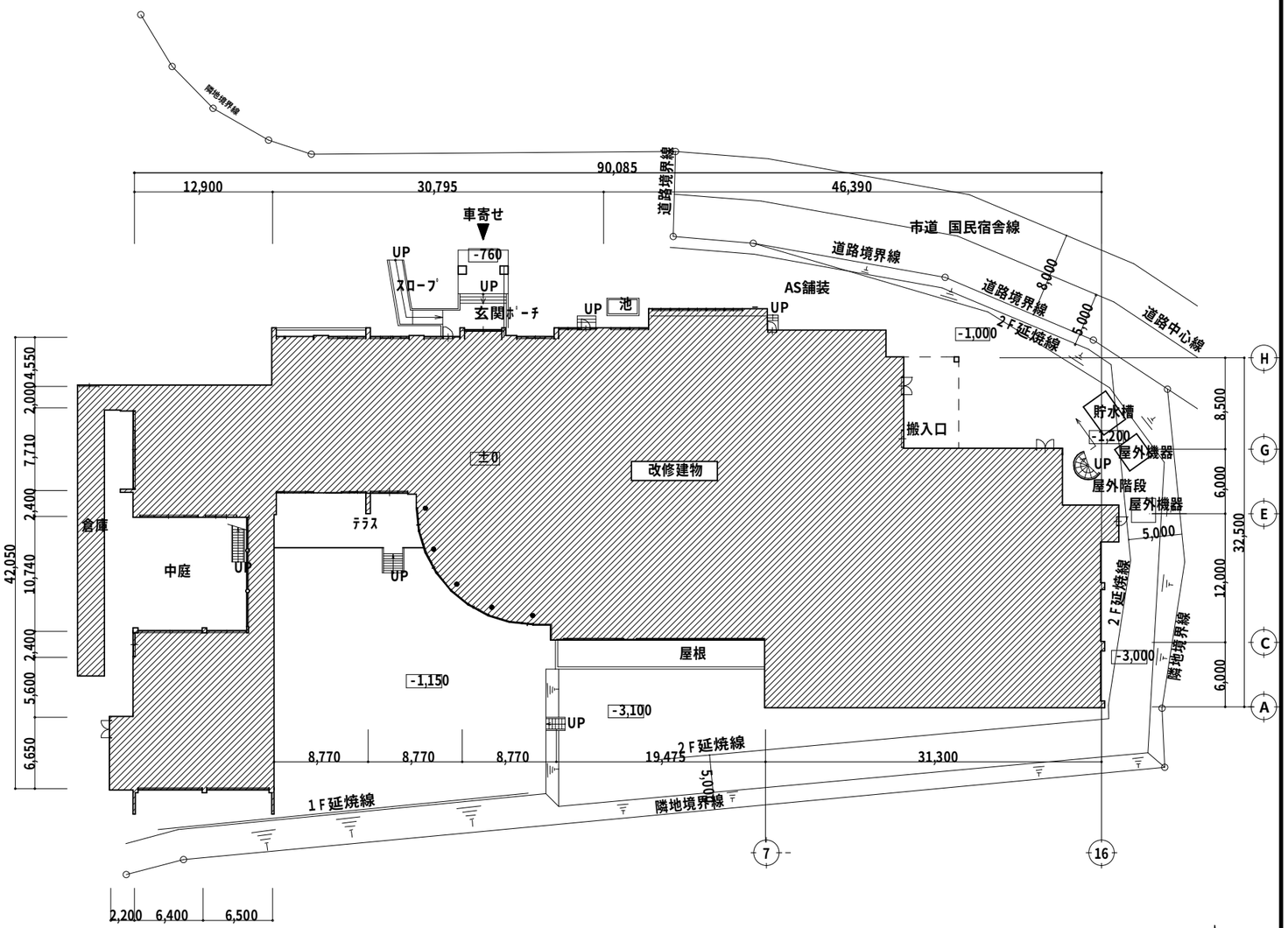

配 置 図 S-1/500

TITLE	NAME	SCALE	DATE			No.
グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	付近見取図・配置図	S=1/500	H24.06		㈲ ŌMAE 建築設計事務所 一級建築士事務所 登録第22-713号 一級建築士登録第188552号 大前拓也 〒682-0882 倉吉市湊町569-7 TEL 22-0023 FAX 23-3633	A- 3

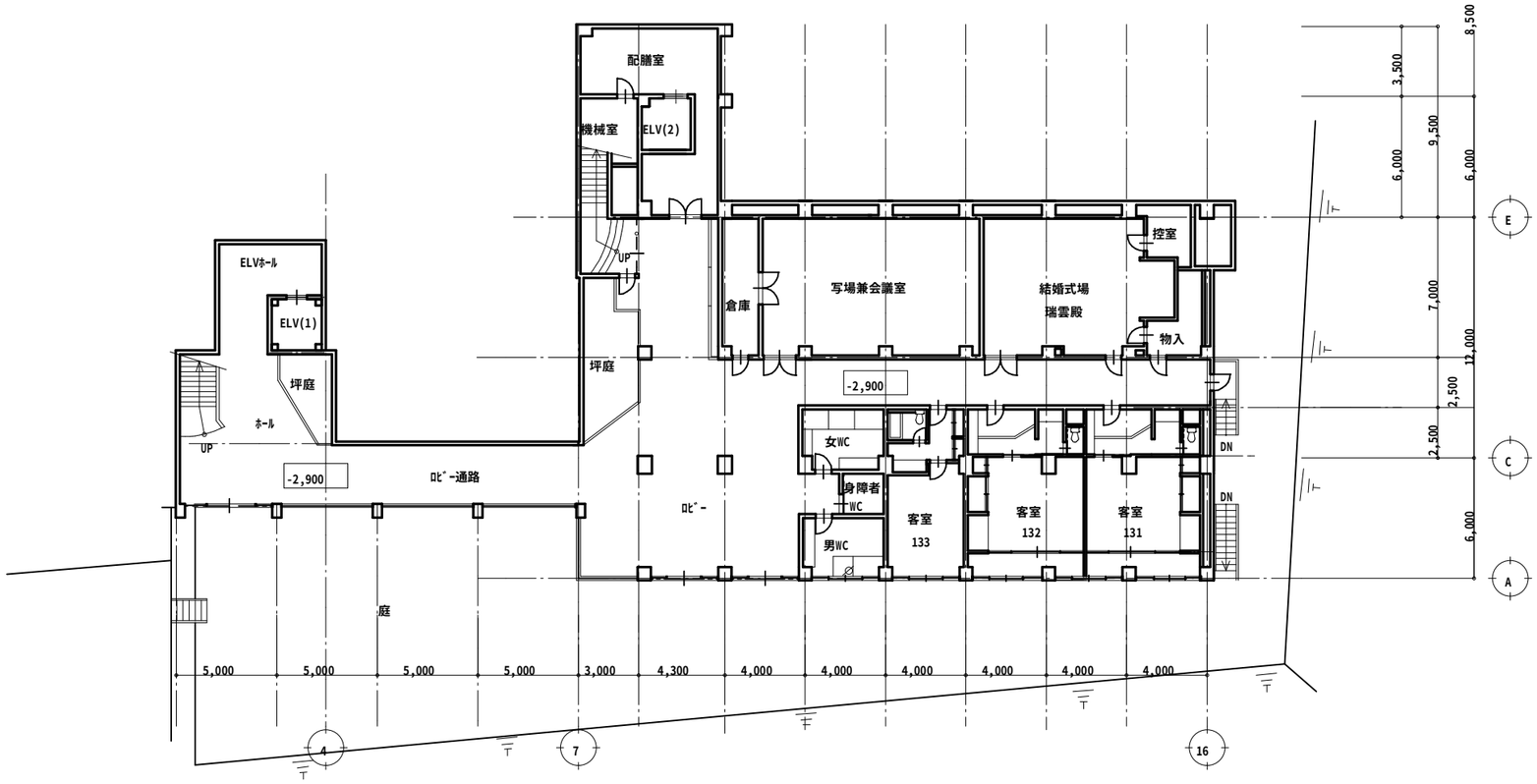

1階平面図　S-1/300

面積表		㎡
敷地面積	5,707.40	
建築面積	2,454.70	
床面積	B1F	741.89
	1F	1,694.18
	2F	1,577.82
	3F	1,092.45
	4F PHF	521.84
延床面積	5,628.18	
構造種別面積		㎡
耐火構造	RC	5,628.18
	S	
	CB	
準耐火構造	S	
	W	
その他構造	S	
	W	
	CB	

TITLE	NAME	SCALE	DATE			No.
グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	1階平面図	S=1/300	H24.06		㈲ ŌMAE 建築設計事務所 一級建築士事務所　登録第22-713号　一級建築士登録第188552号　大前拓也 〒682-0882　倉吉市湊町569-7　TEL 22-0023　FAX 23-3633	A-4

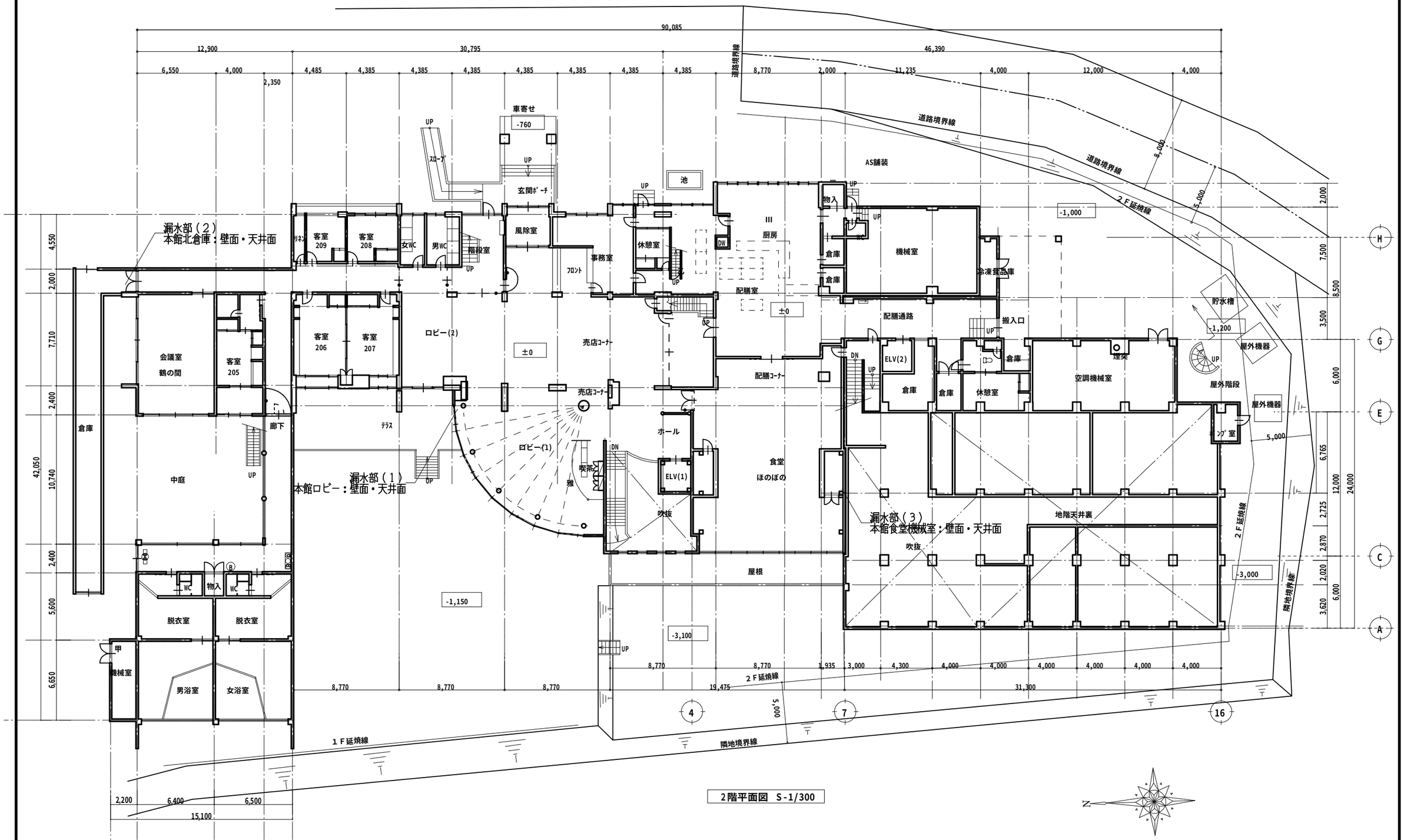

2階平面図　S-1/300

TITLE	NAME	SCALE	DATE			No.
グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	２階平面図	S=1/300	H24.06			A- 5

(有) ŌMAE 建築設計事務所
一級建築士事務所　登録第２２－７１３号　一級建築士登録第１８８５５２号　大前拓也
〒682-0882　倉吉市湊町５６９－７　TEL 22-0023　FAX 23-3633

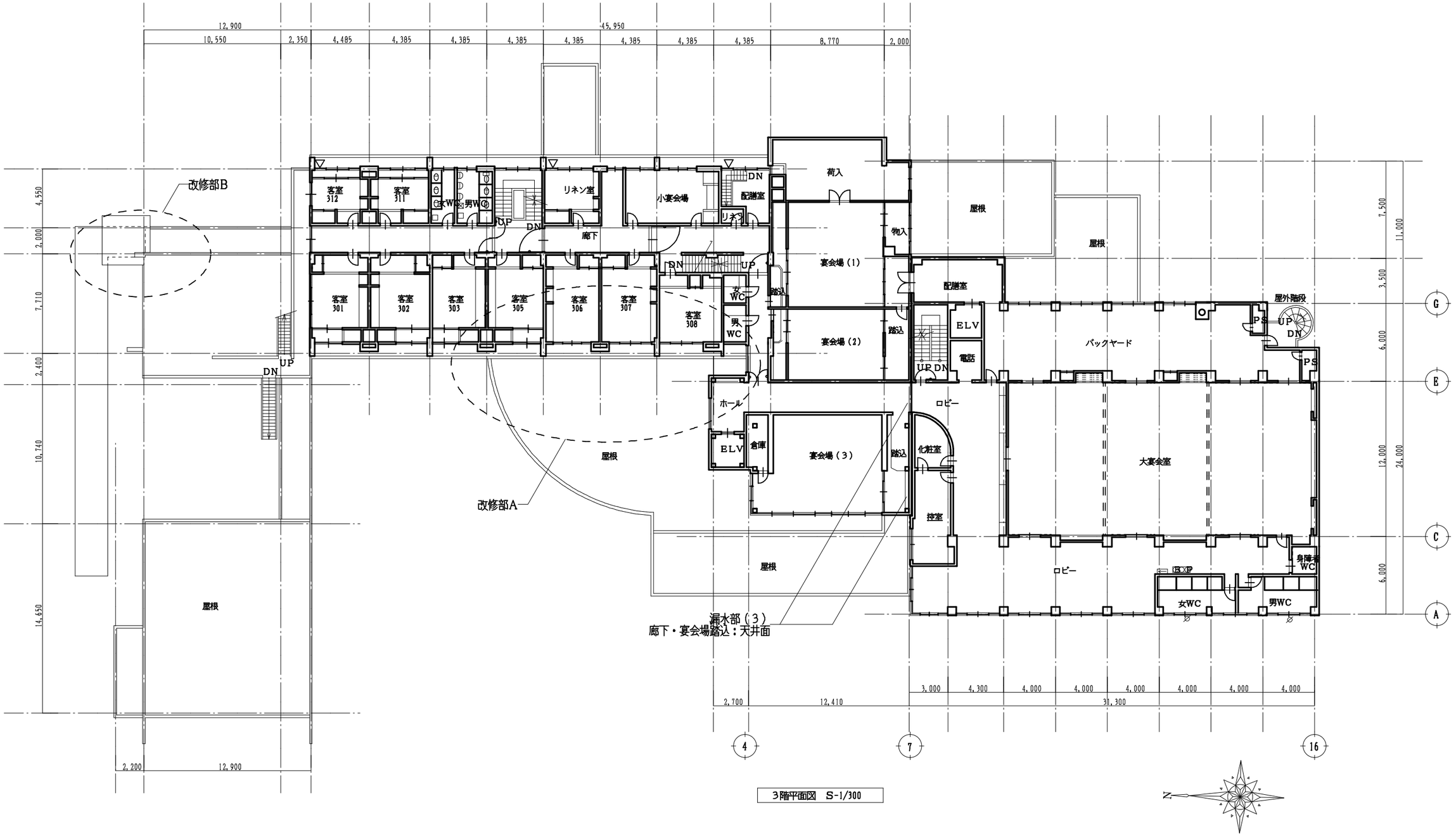

3階平面図 S-1/300

TITLE	NAME	SCALE	DATE			No.
グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	3階平面図	S=1/300	H24.06			A- 6

(有) ŌMAE 建築設計事務所
一級建築士事務所 登録第22-713号 一級建築士登録第188552号 大前拓也
〒682-0882 倉吉市湊町569-7 TEL 22-0023 FAX 23-3633

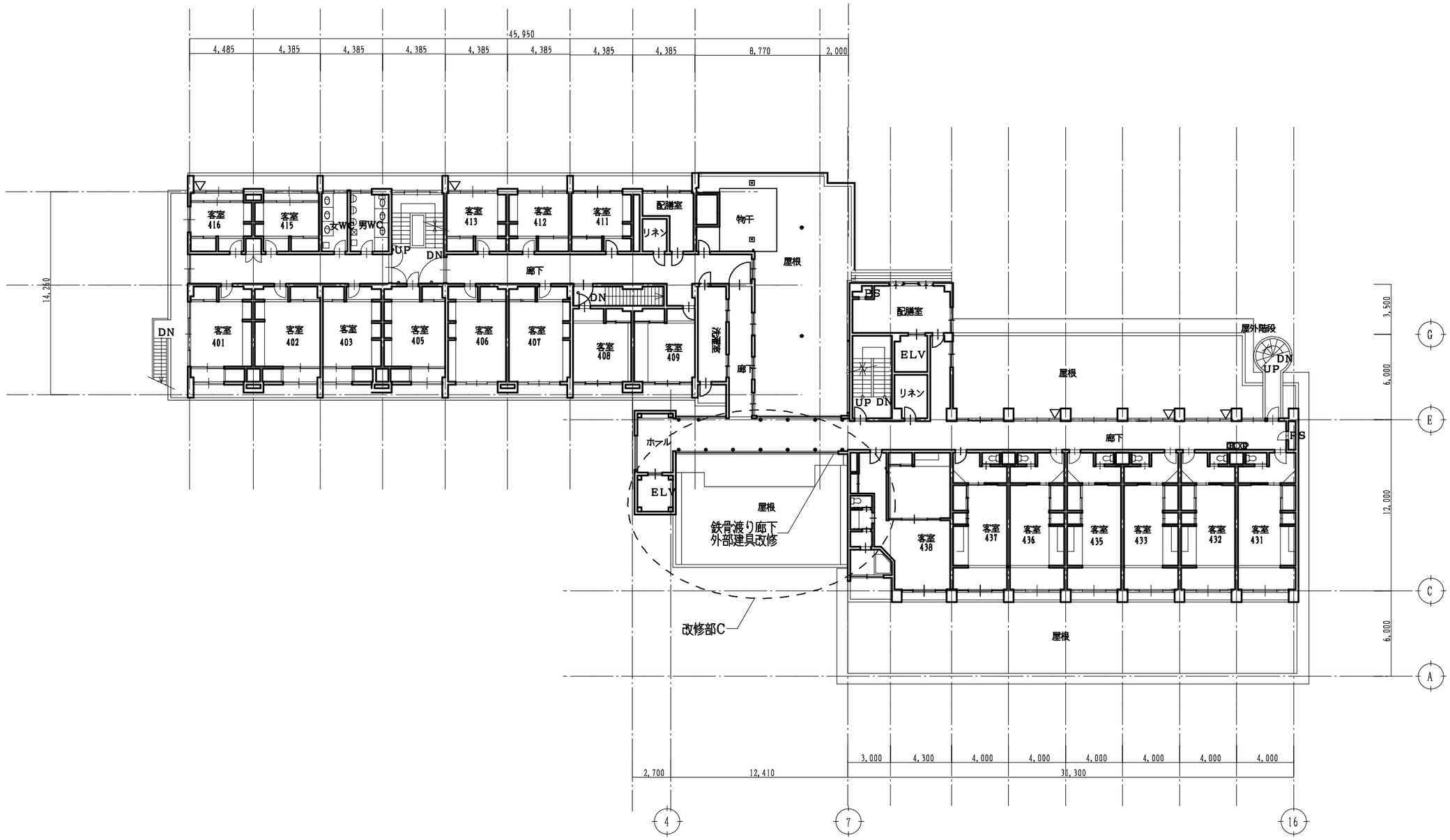

4階平面図　S-1/300

TITLE	NAME	SCALE	DATE			No.
グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	4階平面図	S=1/300	H24.06		㈲ ŌMAE 建築設計事務所 一級建築士事務所　登録第22-713号　一級建築士登録第188552号　大前拓也 〒682-0882　倉吉市湊町569-7　TEL 22-0023　FAX 23-3633	A- 7

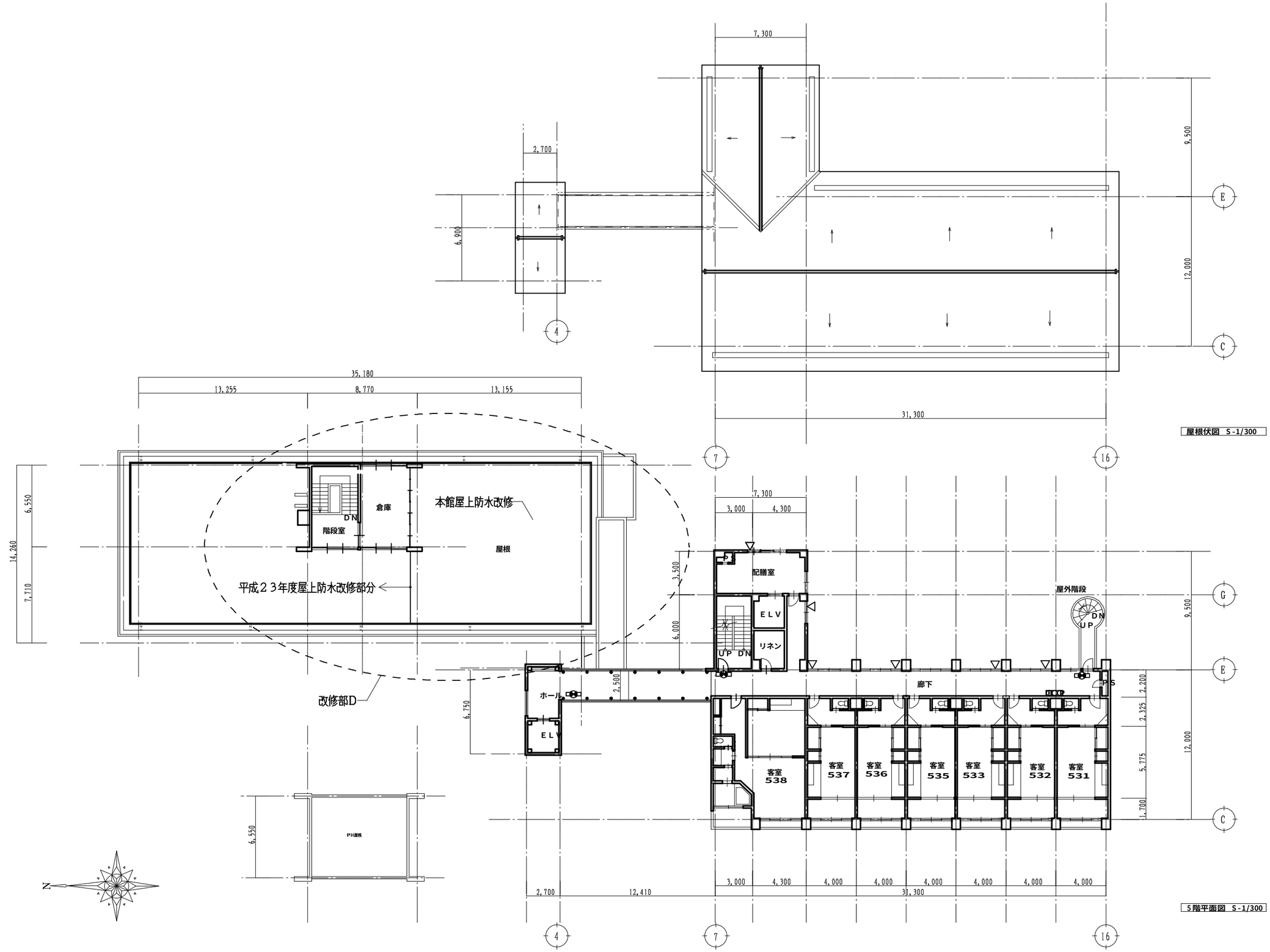

TITLE	NAME	SCALE	DATE			No.
グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	５階平面図	S=1/300	H24.06		(有)ŌMAE建築設計事務所 一級建築士事務所 登録第17-713号 一級建築士登録第188552号 大前拓也 〒682-0882 倉吉市湊町569-7 TEL 22-0023 FAX 23-3633	A-8

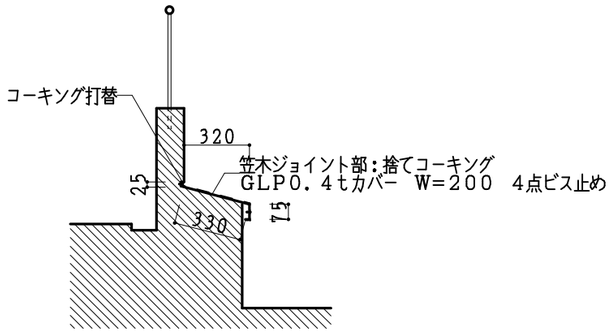

イ断面詳細図 S-1/30

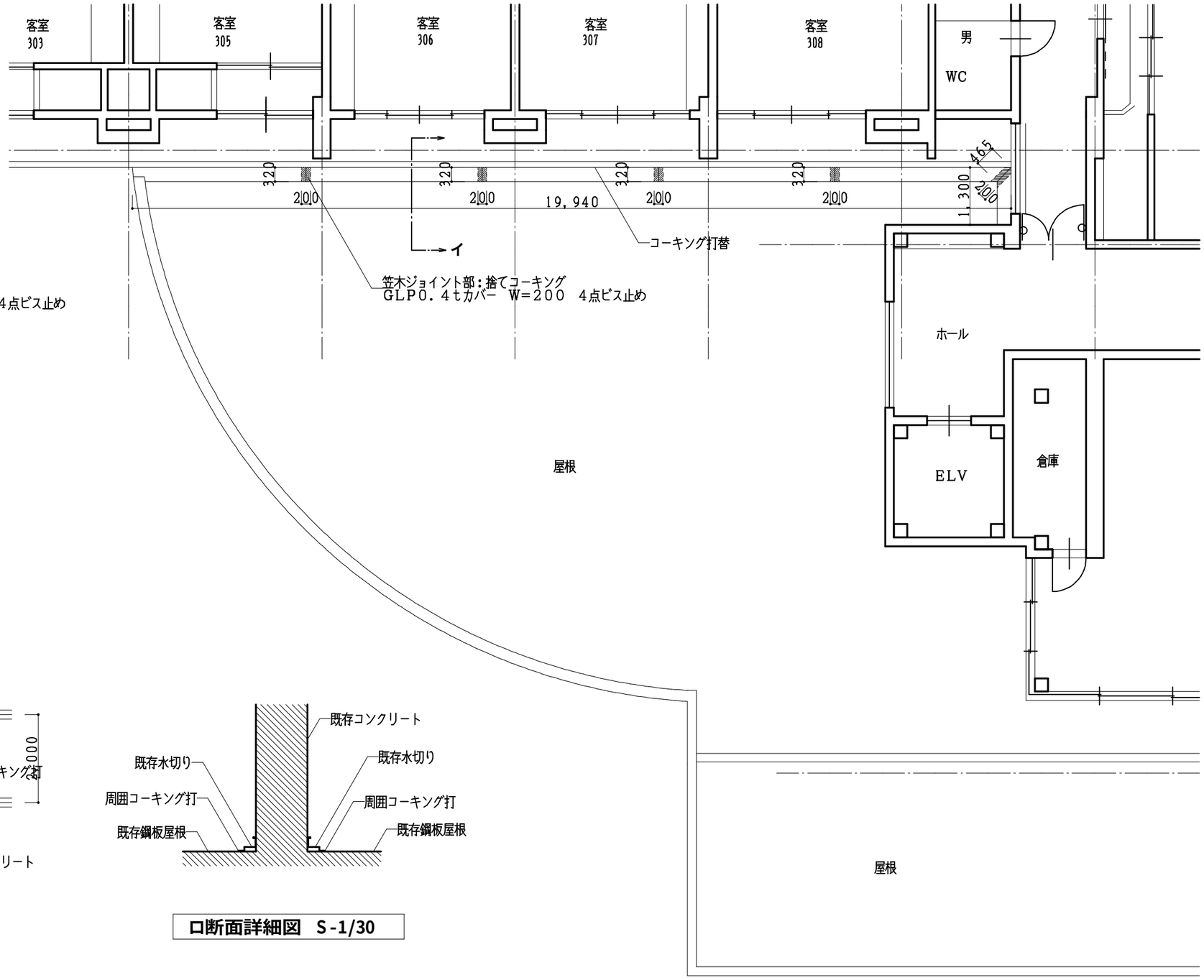

3階A部平面図 S-1/100

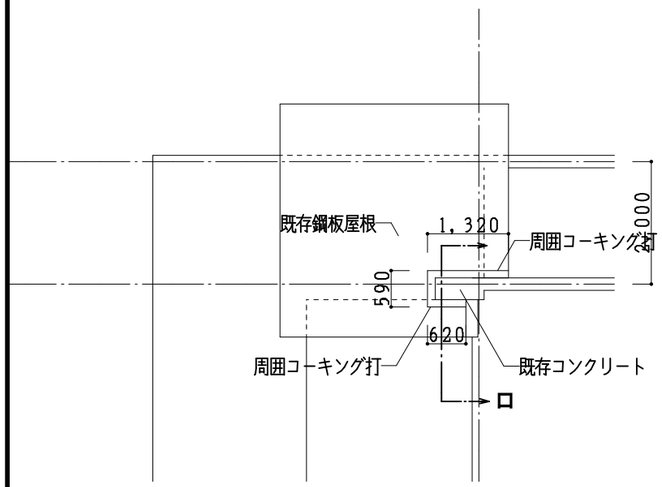

3階B部平面図 S-1/100

ロ断面詳細図 S-1/30

TITLE	NAME	SCALE	DATE		
グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	3階部分詳細図	S=1/100 1/30	H24.06		

(有)ŌMAE建築設計事務所
一級建築士事務所 登録第22-713号 一級建築士登録第188552号 大前拓也
〒682-0882 倉吉市湊町569-7 TEL 22-0023 FAX 23-3633

No. A-9

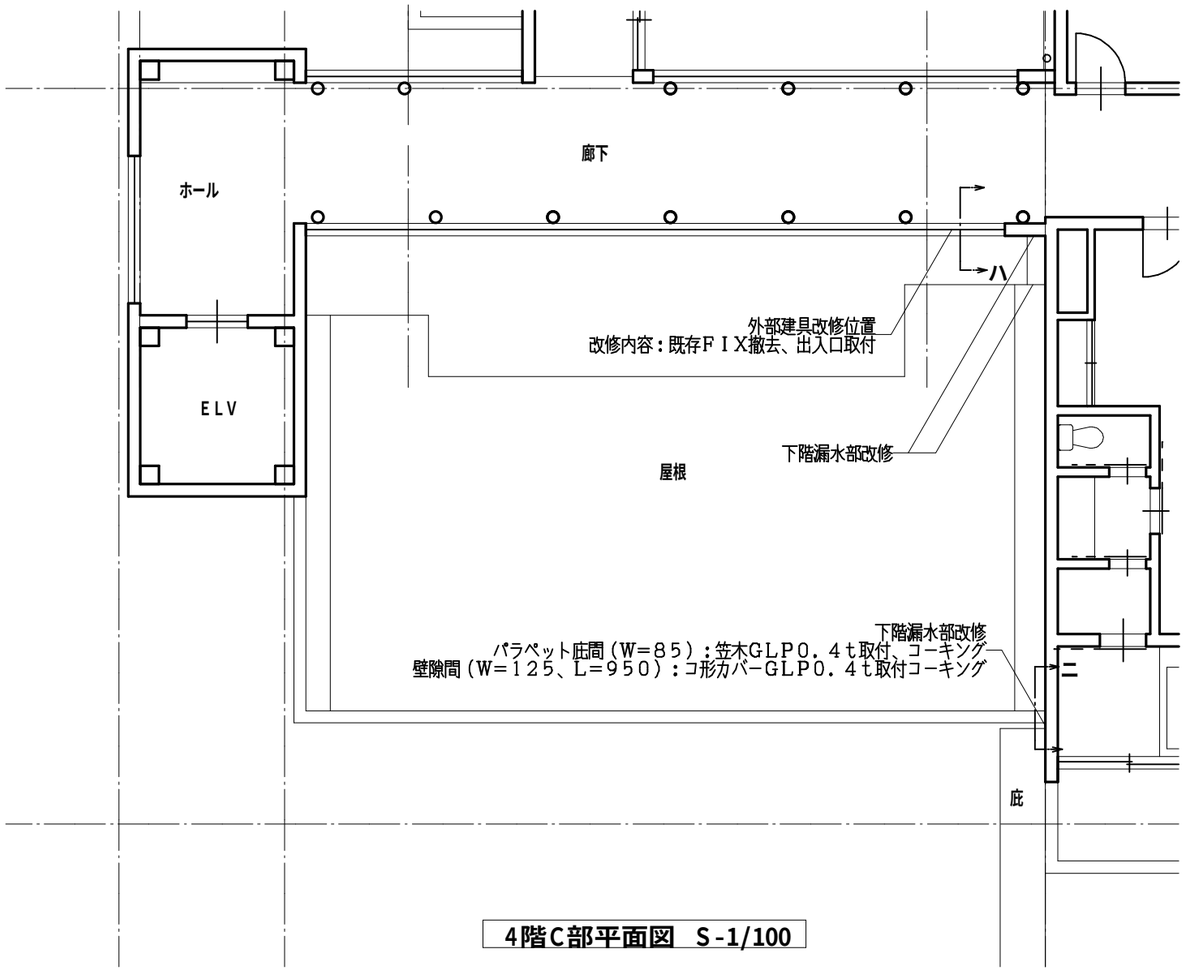

4階C部平面図　S-1/100

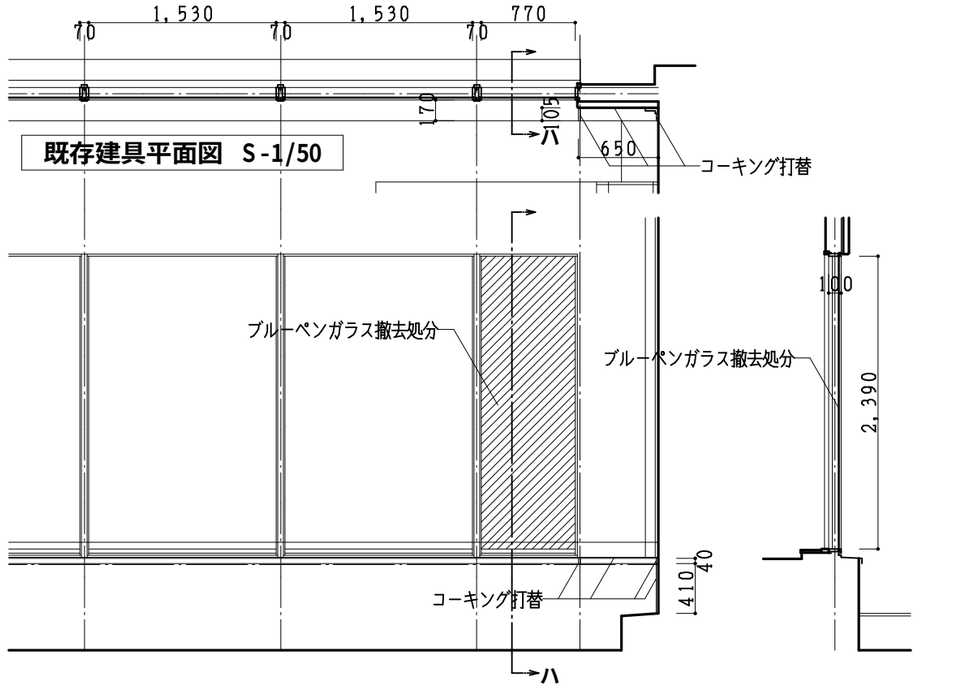

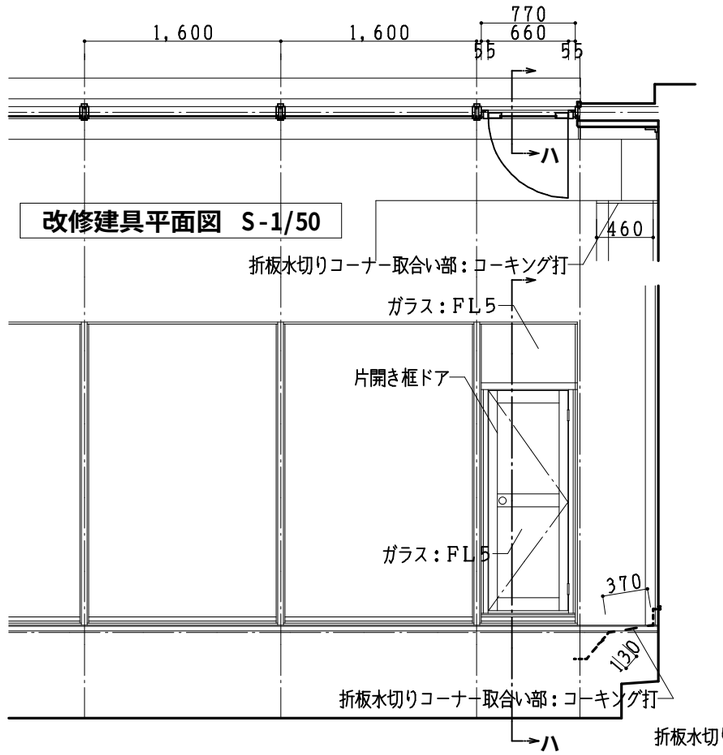

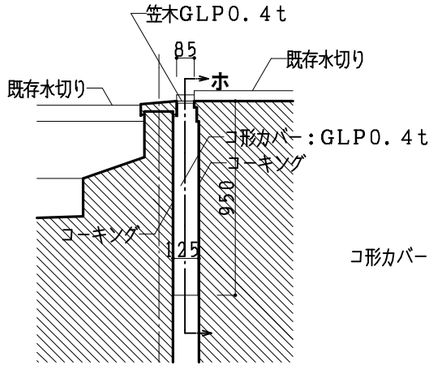

二断面詳細図　S-1/30

ホ断面詳細図　S-1/30

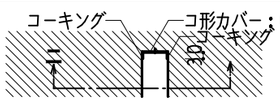

二断面下部図　S-1/30

外部建具改修仕様	
片開き框ドア	見込：70、カラー、ALC用（参考品番：EXMA31－A）
ドア用踏摺	ステンレス
アルミ額縁	25×25（形材）カラー
ドアクローザー	（参考品番：S1002P）
シリンダー錠	（参考品番：U9145HMU－1）
ガラス	FL5
欄間ガラス廻り	両面用シール

既存ガラス撤去処分

取付片開ドア周囲：コーキング

TITLE グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	NAME ４階部分詳細図 外部建具図	SCALE S=1/100 1/50 1/30	DATE H24.06		No. A-10

(有)ŌMAE建築設計事務所
一級建築士事務所　登録第２２－７１３号　一級建築士登録第１８８５５２号　大前拓也
〒682-0882　倉吉市湊町５６９－７　TEL 22-0023　FAX 23-3633

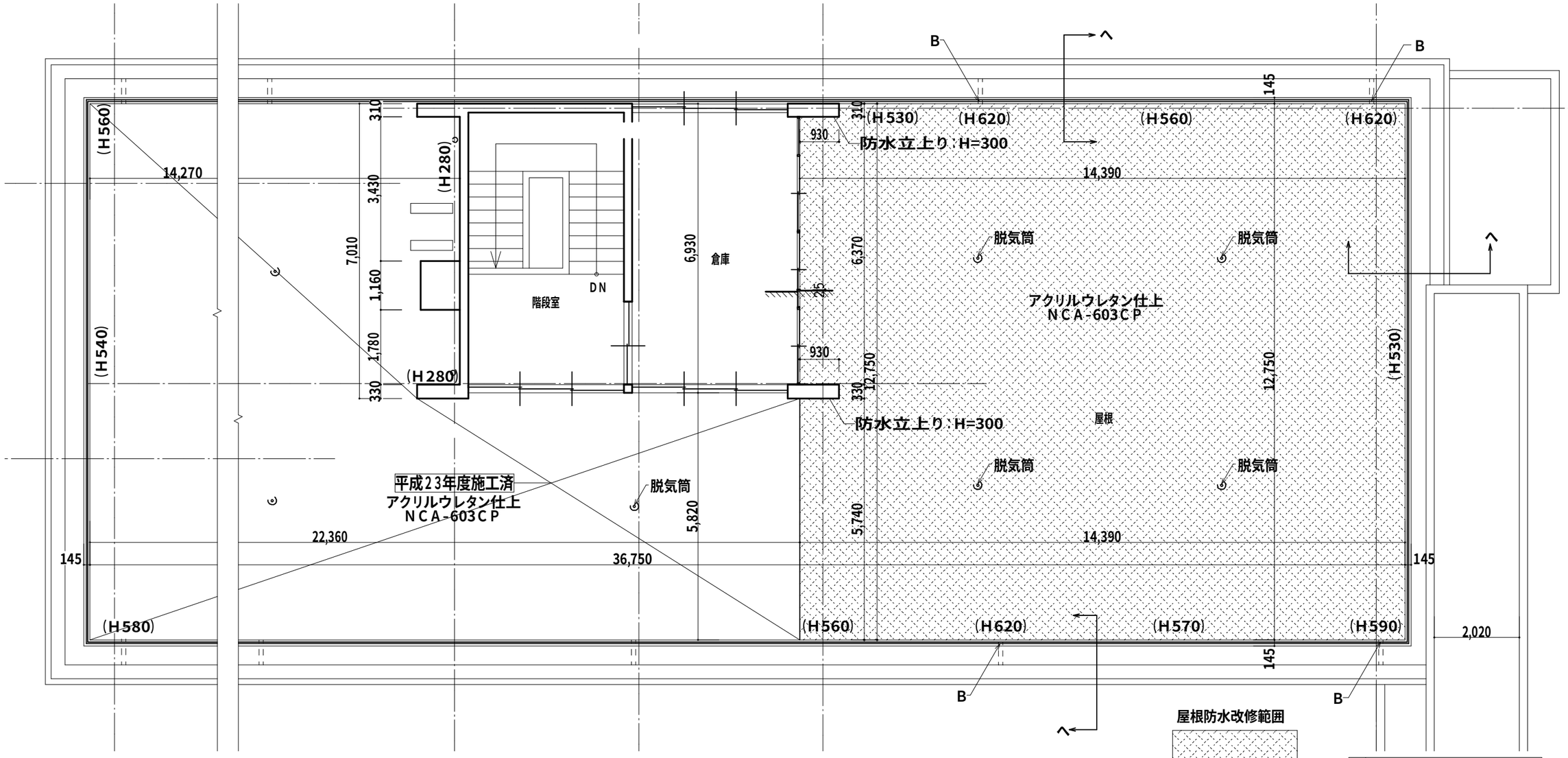

5階D部平面図 S-1/100

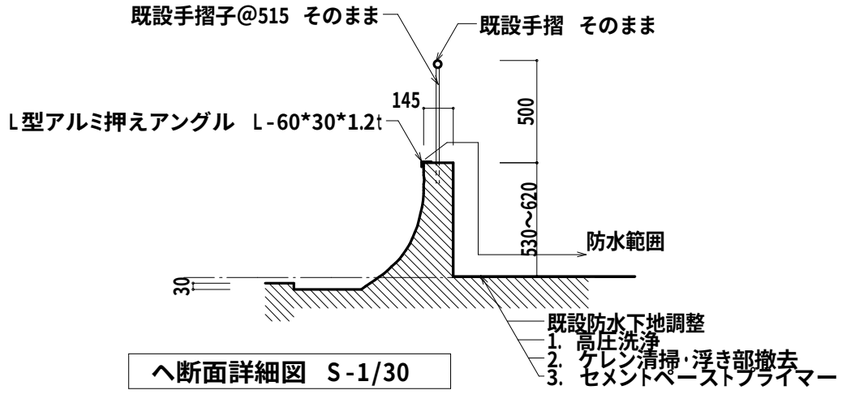

へ断面詳細図 S-1/30

改修場所	改修仕様	
4階屋上	下地調整	既設防水 1. 高圧洗浄 2. 浮き部撤去・ケレン清掃 セメントペーストプライマー
	防水仕様	改質アスファルト防水常温積層工法（参考：ケミアスルーフ防水 NCA-603CP）
	備 考	既設横引き排水孔Φ10(施工可能範囲まで防水改修 笠木防水端部 L型アルミ押えアングルL-60*30*1.2 取付脱気筒（SUS製 ARベントSS Φ60） 5ヶ所

防水仕上 NCA-○○○CP― アクリルウレタン仕上
NCA-○○○FN― 硬質ウレタン塗床仕上
NCA-○○○SP― ウレタンシルバー仕上

TITLE	NAME	SCALE	DATE			No.
グリーンスコーレせきがね 屋根防水改修工事	5階部分詳細図	S=1/100 1/30	H24.06		(有)ŌMAE建築設計事務所 一級建築士事務所 登録第22-713号 一級建築士登録第188552号 大前拓也 〒682-0882 倉吉市湊町569-7 TEL 22-0023 FAX 23-3633	A-11